

大阪渡辺村の発生期について

— 歴史研究への絵地図史料の使用意義に触れつつ —

上 杉 聰

はじめに

大阪渡辺村は、江戸期において全国最大の被差別部落であった（なお、その名称は、後の明治期に「西浜町」などへとかわる⁽²⁾）。生業の中心は警察／刑吏と皮革業であった。皮革問屋・仲買などの活動を含めて取り扱う牛馬皮の枚数は、江戸時代の最盛期（一八四〇年代）で「年間一〇万枚」（大坂東町奉行／阿部正蔵⁽³⁾）を数えたという。それを支えた人口も、最大期に五〇〇〇人を超えた。全国の部落において、もう一つの代表とされる江戸浅草の弾左衛門配下／新町が扱った牛馬

皮さえ、その約十分の一程度の枚数であり、人口も約五分の一であった。渡辺村の活動規模がいかに大きく、日本社会を代表する部落であったかがわかる。

渡辺村の規模の大きさは、近代以降、より顕著となる。洋式皮革業の拡大、輸入する原皮量が増大したことなどにより、明治末には江戸期の三倍以上の皮革を取り扱うことになる。担う人口も約二倍へと増え、水平社が産声を上げようとする一九一七（大正六）年ころには、「部落財産の半分」（『明治の光』同年三月号）が集まる所、とうらやまれるまでになった。

大阪渡辺村の歴史が、部落全体を代表するわけでは

ないとしても、その大きな一角をなしていたことに間違ひなく、同村の歴史を知ること、部落全体の代表的な側面を表すものとして、多くの素材を提供できるように。本稿は、発生期の渡辺村を取り上げ、それを通して、大阪地域全体から近畿一円の部落発生期の状況への視野を獲得しようとする試みである。

ところで渡辺村は、その社会的な位置の大ききゆえに、近代に開始された部落史探求の知的活動が接近した時期もすこぶる早い。「部落史学」そのものの出発としては、一八九〇（明治二三）年に発表された久米邦武の論文「穢多・非人の由来」（『史学会雑誌』第30号）を、その開始を告げる論文とすることはできるが、^④渡辺村に關しても、その直後の一八九五年前後から占部豊次郎、柳瀬勁介、永江為政（冷々生）などが相次いで地元からの聴き取りを始め、史料を収集し、それらを活字化している。^⑤調査／執筆した彼らは、新聞や雑誌の記者、また教員などであった。今日から見ればその情報分析や研究内容は、十分な検証を経ない不確実なもの

も多かったが、その記事は強いインパクトをもって当時の社会へ働きかけ、後々まで大きな影響を与えた。

そもそも大阪の地は、すでにそれ以前の自由民権運動期において、植木枝盛を中心とした土佐派や、大阪市の堂島で発行された東雲新聞の主筆として活動した中江兆民などの影響もあり、渡辺村と強い繋がりをもって社会運動が展開された場所であった。^⑥中江は一八八八（明治二一）年に「渡辺村 大田居士」のペンネームで「新民世界」論を東雲新聞に発表、二年後の一八九〇年の第一回帝国議会議会選挙に、渡辺村の支援を背景として大阪南部の選挙区からトップ当選を果たした。そうした時代の余波が、渡辺村研究の出発に作用したことを想定できる。

ただし、同村が本格的な歴史研究の対象となるのは、やはり総合的な基礎研究となる『大阪市史』『西成郡史』『大阪府全志』など、地方史誌類の公刊を待つほかはなかったし、それらの上に盛田嘉徳氏が『撰津役人村文書』を謄写版を経て活字版として公刊したのは、

一九七〇年三月のことだった。

渡辺村の発生期について、実証性と全体性においてこの盛田氏の研究を超えるものは今日まで存在せず、多くがその細部を補足するにすぎなかった。しかし、氏の研究は、今日のり超えることが必要であり、そのためには、史料調査の対象を拡大すること、また学際的な協力などにより、克服可能な時期に到達していると考えられる。以下、盛田研究の検討を軸に置きながら、次の研究段階をめざし、以下、検討を進めたい。

大阪における部落の発生

渡辺村がかつて全国最大の部落であったからといって、必ずしもその始まりが第一番目であったとは限らない。部落の発生そのものを巨視的な視野から観るとき、中世の権力中枢であった京都からその流れは発し、旧都／奈良を含む当時の政治的中枢の影響力を背景とし、各地へ拡大・浸透していったと推定される。⁽⁷⁾したがっ

て、各地で部落を発生・形成させたその力の大きさと速度は、第一に中央権力との政治的な緊密さを基礎とし、第二に京都・奈良との空間的な距離が関係したと考えられる。権力の中枢地に作られ始めた部落は、その周囲へ、やがて権力と疎遠な地域へも次第に広がり、発生から約五〇〇年ほどかけて、列島の隅々にまでその存在を浸透させていったと考えられる。

この想定を、大阪に当てはめるならば、まず政治的に京都と強い繋がりのある宗教的施設などへ、さらに空間的に京都—奈良に近い荘園などへと順次、浸透・伝播していったと考えられる。ただし、近世以前の大阪は、畿内にあっても比較的に後進地域であったことを前提とすれば、現兵庫県からの伝播も部分的に想定すべきだろうと考える。

実際のところ、大阪府域内における部落の発生を示す最も古い史料として、鎌倉時代後期にあたる一二八四（弘安七）年、現住吉区にある住吉大社内で見られた、（人間の）遺体の一部を「清目」^{キヨメ}に取り除かせた、

次の記録がある。京都の公卿である藤原兼仲の日記『勳仲記』同年九月二一日に、住吉大社から「天裁」（天皇の裁断）を請うと緊急の連絡があったとし、次のような記述が見える。

（九）今月一九日、（大社）第二神殿の北、荒垣の内、楠木の本に五体不具（死体のうちの一部）の穢物、これを見付けし。禽獣の類が昨日これを入れしものか。仍て穢物においては（これまでの）例に任せ、清目の輩（連中）を以て即時に取り退け（させ）、已に了りぬ。爾来晦日は玉手鳥のお祓い神輿御行き神事の式日のためにより…神慮もつとも恐るる所なり。天裁を請い望む。

ここに出てくる「キヨメ」が「穢多」を指すことは、そのころ『塵袋』（一二八〇年前後）に「キヨメをエタと云ふ」と記されていることから明らかで、住吉大社では、以前からこのキヨメ（エタ）に、死体などの

「穢物」を処理する仕事を担わせてきたことがわかる。これは、『名語記』（一二七五年）の「河原の辺に住居して牛馬を食する人をエタとなづく」などの史料とともに、キヨメ＝エタの発生を示す全国でも最も古い記録のひとつにあたり、そうした文字史料が大阪でも発見されたのである。

当史料は、一九九二年から開始された『大阪の部落史』編さんのための調査過程で発掘されたもので、摂津国の中心の神社であった住吉大社に当時、すでにキヨメが存在したこと、国家的レベルで部落を形成する動きが当時、大阪の地においても開始されていた（京都・奈良には、すでに一一～二三世紀に進行していた）ことを示している。⁽⁸⁾

さらにこの時から一三〇年余り後の室町時代になると、一四二〇（応永二七）年に現在の南河内郡の叡福寺において、小正月の弓矢行事に、「弓弦は夙の者かくるなり」「皮的は穢多これを張る」との記録が出てくる。ここは、旧都／奈良から近い場所である。⁽⁹⁾

またこのころ、現貝塚市にある被差別部落／嶋村で、その北端の村域に接するようにして大量の牛馬骨が、直径一〜四メートルの穴三方所へ投棄されていたことが、考古学的手法により確認された。これは、一四〇〇年代前半の遺物と確認されている¹⁰⁾。被差別部落／嶋村における斃牛馬の処理は、遅くとも一四〇〇年代前半にまでさかのぼること、したがってまた部落の存在も、すでに室町期に大阪府域へと広がりがつつあったことが確認できる¹¹⁾。

室町後期になると、堺において、一五六九（永禄一二年）年、三好氏の家臣であった篠原長房が日蓮宗の僧侶である朝山日乗あさやまを捕えた時の状況をルイス・フロイスが『日本史』第三十六章で次のように伝えている。

（篠原殿は）彼（日乗上人）をエタ（原文 yetas）に引き渡させた。（エタというのは）インドのマラバル（海岸にいる）ポレアと同じように、日本でもっとも賤しく、（人々から）排斥された階層民

で、死んだ動物の皮を剥ぎ、その皮を売ることを職としている。彼らは他の人たちと交際するに働かない不潔な人であるかのように、つねに村落から離れて住んでいる。（この人たち）が（日乗上人）を摂津の国の西宮というところに拘引した。

ここで、穢多の人びとへの差別については、隔離・排除されていたことを明瞭に伝えており、これは奴婢や下人などへの奴隸的な差別とは性格を異にしている。また『耶蘇会士日本通信』における同じフロイスの記述によると、彼らの仕事は、右にある動物の皮を剥ぐことに加え、「死囚の首を斬ること」であり、その仕事は、清掃（右の『日本史』にみえる皮の処理）以外に、刑吏でもあったことを伝えている¹²⁾。

これまでの渡辺村起源論

ところで、本稿のテーマの渡辺村に関する文献資料

が初めて出てくるのは、現在発見されている先の大阪の他地域の史料と比較すると大変に遅く、室町後期になる。それをつかい盛田嘉徳氏は、『撰津役人村文書』（五〜六頁）において、渡辺村は最初、大川（旧淀川）のほとりの天満にあつたとし、次のように書いている。¹³

長文の引用になるが、大切な箇所なので、すべて書き写しておきたい。

渡辺村は、中世末期までは、大川のほとりの渡辺の里に居住していた。それも、大川をへだてた北渡辺の地とも、また南渡辺の地とも伝えられているが、おそらくは渡辺橋の北に住んでいたのである（原文註一）。渡辺は古くから大川の渡河点として繁栄し、坐摩神社の神官渡辺氏を中心に、渡辺の党が勢力を張つた地域である。その坐摩神社と渡辺村とは、後々まで関係浅からざるもののであることから、多分、もとは坐摩（ゐかすり）の宮に隷属した下級神人^{じしん}であり、神社より課された雑

役の他に：大川の水と河原とを利用して、皮革業を早くから手がけてきた河原の者ではなかったかと想像される。『証如上人日記』天文九年（一五四〇）正月一二日に、

○河原者弥次郎、箒^{ほうき}・緒太^{おぶと}（ぞうり）上之^{これをあぐ}、とあるが、これも渡辺の河原の者であろう。坐摩神社ばかりでなく、近くの石山本願寺へも清掃などの雑役に出ていることが知られる。

（原文註二）諸書には、おおむね南渡辺の地としてあるが、「藤本三之助所蔵文書」（西成郡史、所引）には、北渡辺の地とある由^{よし}。また、その藤本氏文書と同一のものと考えられる嘉永六年に略写された旧記（柳瀬勤介「社会外の社会穢多非人」の附録「大阪西浜町ノ来歴」）にも、「渡辺村ノ称ハ今ノ天満川崎ノ辺リ、当時渡辺橋ノ北ニアリシヲ以テ村称トセリ」とある。

後には坐摩神社及びそこにある渡辺町は大阪三郷の内の北組に属しているが、この渡辺村は、

終始、大川以北の天満組に所属している。この点から考えても、北渡辺の地にあったとするのが、妥当であろう。

ここに引用された『証如上人日記』¹⁴を、盛田氏は右で、渡辺村に関する史料として初めて紹介し、渡辺村の場所を推定するとともに、坐摩神社や武士団の渡辺党との関係などについても触れた。

この盛田氏による叙述は、渡辺村の発生を表す記載として、今日まで大きな影響をもってきた。「河原の者弥次郎」を「渡辺の河原の者」とし、さらに坐摩神社の下級神人であるとともに本願寺に対しても清掃の仕事を担っていたとしたことは、当時であって「篤・緒太」をキヨメが雇い主へ正月に献上していた習慣からみて、妥当であろう。また「河原者」が「穢多」¹⁵とともに「キヨメ」のもう一つの別名であったこと、当時の坐摩神社と石山本願寺は空間的にも近接しており、したがって同寺も渡辺村から比較的近かったとみられ

ることから、無理のない判断であると考ええる。

だが、それ以外の点では強い疑問を抱かざるを得ない。つまり、当時の国家との繋がりを考えるとき、別格とも言える住吉大社に続いて坐摩神社にキヨメ（部落）が発生したとすることは、その順序に問題はないとしても、史料の初出を一五四〇年とするのは、今日の目から見ると、すでに存在を確認できている叡福寺周辺や嶋村、堺にあったとみられる部落の発生よりも「時期」的に遅すぎよう、またとくに渡辺村の発生当初の「場所」については、さらに大きな疑問が起こる。行論の関係から、まず後者の「場所」から入り、その成立時期について検討してみよう。

渡辺村は天満組に属していたか

検討に際して第一に問題となるのは、盛田氏が右の論文を書いた当時、渡辺村は中世末まで南渡辺の地にあった、とする文献が多いにもかかわらず、右論文で

は「北渡辺の地」にあったと推測し、その根拠の一つを「坐摩神社と渡辺町は北組だが、渡辺村は終始一貫して天満組に属していた」としていることである。

知られているように、大坂の町には天満組・北組・南組と呼ばれる町人の自治組織が三つあり、まとめて「三郷」と総称された。一七世紀初頭、大坂市内の本町通りをおおむね境とし、南北二つの組に分け、さらに北組から北へ大川（旧淀川）を渡ると天満組があった。それぞれの町組の惣会所の成立は、北組が一六一六（元和二）年、南組は一六二二（元和八）年、そして天満にできるのが一六二九（寛永六）年とされ、天満組が最も遅い。

盛田氏によると、坐摩神社とその関係者は大川の南の北組に属していたが、本稿でとり扱う被差別部落の「渡辺村」は、終始、天満組（「北渡辺」もそこにあった）に属してきたというのである（傍点は上杉。以下同じ）。この見解は以後、検証されることなく、ながく今日まで受け継がれてきた。⁽¹⁸⁾

ところが、各町組に属する町名は広く知られており、その天満組に、被差別部落／渡辺村と関係しそうな町名（たとえば「渡辺」以外にも、可能性として「毛皮屋町」「革屋町」「骨屋町」など）、あるいは天満の町組の付属地などを示す記述などが、いずれの時代においても見当たらないのである。たとえば、天満組について古く江戸初期からの町名を伝える文献「初発言上候帳面写」⁽²¹⁾などもあるが、その三八町の中に被差別部落に関係しそうな町名や記述は見当たらない。

天満組全体の町名を記録した古い文献には他に、一六七〇年頃に成立した絵地図（図1-1の「大阪町中並村々絵図」⁽²²⁾）国立国会図書館蔵。詳しくは後述）がある。描かれた八五の町区画に、それぞれの町名と天満組の印（合紋）⁽²³⁾を打っているが（天満組は◆印）、そこにも渡辺村と関係しそうな地名は出てこない。⁽²²⁾

たとえば天満組と明記していなくとも、当該地域周辺にある町名を記したさらに古い絵地図として、他に「明暦元年大坂三郷町絵図」⁽²³⁾や「大坂之図」⁽²⁴⁾（寛文前半期）

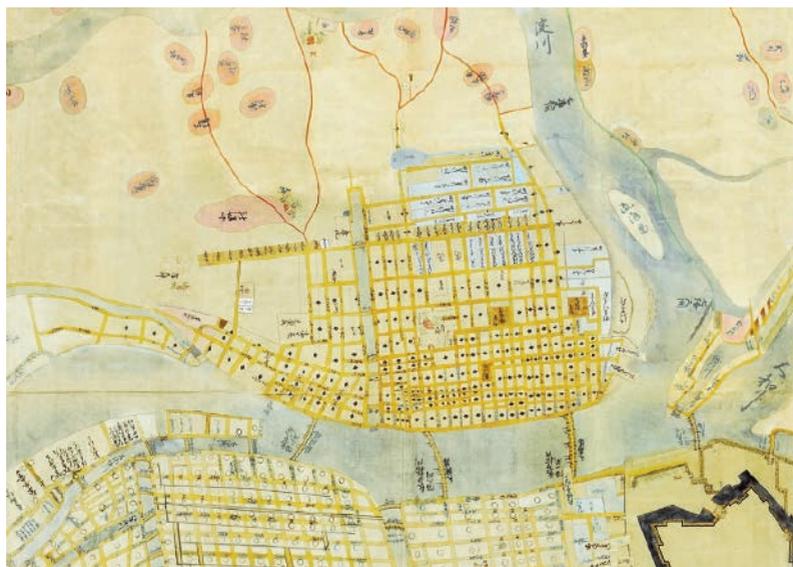


図1-1 「大阪町中並村々絵図」(国立国会図書館蔵)

1670年前後に作成された約4m四方の巨大な絵図のうち天満部分。上方が北。淀川と大和川の合流地点には、東から京橋・天満橋・天神橋・難波橋が描かれ、町組も天満◆・北〇の合紋が記入されている。

などもあるが、そこにも渡辺村との関係が推測できる地名はまったく出てこない。

それもその筈かもしれない。というのは、これまでの研究で明らかになったことに、右の各絵地図が描かれた約三五〇年前の一六二〇年頃には、すでに渡辺村は下難波村へ移住を始めており、遅くとも一六七〇年頃には大阪市外への移転をほとんど終え、もとよりそれ以降「渡辺」の地名そのものが大阪市中にあらうはずはないからである。ただし、「終始、天満組に属していた」というのならば、新たに移住したその区画にも天満組を示す記号が打たれている筈である。

たしかに先の「大阪町中並村々絵図」には、天満から遠く離れた下難波村の領内に「かわた村」として渡辺村を描き、巨大なその姿を記録している(図1-2、次頁上段)。だが、そこにそうした記載はまったく見えないのである(合紋そのものが「かわた村」にない)。江戸期に作成された大坂の絵地図では、右で述べたような形で、かなりの割合において○△◆などの「合

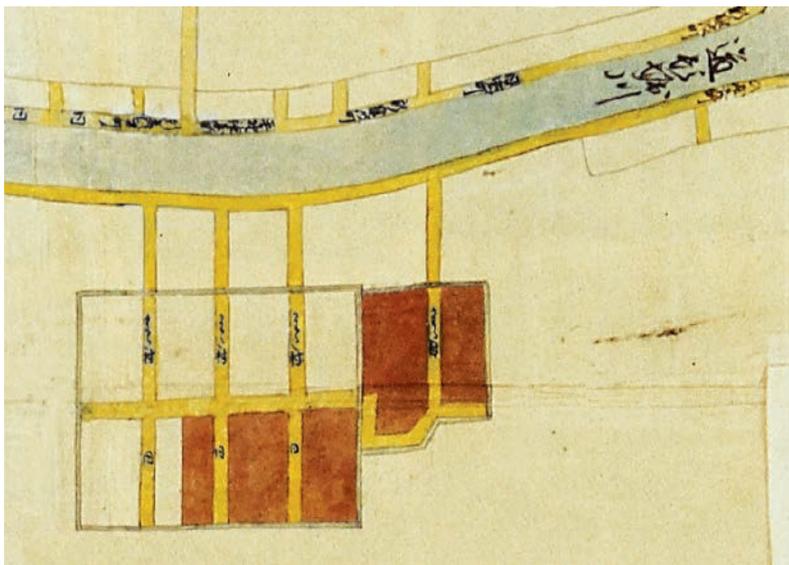


図1-2 「大坂町中並村々絵図」(うち下難波村領の一部)

「かわた」の村名には漢字「可王多」の崩し字をあてている。村の周囲に細く掘割らしきものが見え、また道頓堀まで4本の道路があり、海運業がなされていたことを推測できる。赤茶色に塗られているのは、図の凡例によると「町役御年貢両役分」の意。原図は痛みが激しく、ネガフィルムを接写して作製した映像のため、ピントが少し甘い。

紋」を使い、そこに各町組の名も書いた絵地図を版木で印刷したものが、市中を出回っていた。ただ天満の町組については、その形成の遅れを反映してか、一七世紀に作られた絵地図に北組・南組のみに合紋を付け、天満組に合紋を画かない絵地図は多い。その意味で右の「大坂町中並村々絵図」は、天満組全体の町々に合紋を打った初見の絵地図であるが、その渡辺村に、いずれかの合紋を打った形跡は無い。

ただし天満組は、一六八四(貞亨元)年から約三年半をかけて、淀川・堂島川・安治川など大阪市内中央を流れる川の治水工事にともない、町内の河岸が削られ、そこにいた住民を他の市街地へ転住させたり、逆に河岸の整備によって街路や掘割りを造成した。そこに生まれた新町を天満組へ組み入れるなどして町数を増やしてゆき、江戸前期末には一〇〇町を越すことになる。それらがもたらした新しい町々の様相は、「大坂北組・南組・水帳町数家数役数寄せ帳」(元禄年間)²⁶⁾や『大坂町鑑』²⁷⁾(一七五六(宝暦六)年、一八四二(天保

一三〇年、一八七〇（明治三）年の出版がある）などに記録されてゆく。とくに後者は木版刷りによる文字情報となって広く利用され、重宝された。だが、その拡大した天満組の内部にも、渡辺村関連の名前を見いだすことはできない。明和二（一七六五）年以降は、市街地の拡大が頭を打ち、大坂三郷は六二〇の町数に固定するが、その全体の町々のどこにも、渡辺村と直接関係するような地名を見出すことはできない。⁽²⁸⁾

そこで、さらに河川の改修により、市街地から農村部へと移住し、広がっていった天満組へと視野を広げ、それらと比較してやはり農村部にあった渡辺村が、絵地図にどう描かれているかを調べてみよう。たとえば一八〇六年に発行された「文化三・三 増脩改正摂州大阪地図」（図2-1-1/2）によると、かつて天満組東岸にあり、淀川の拡幅により居住地を失い、一六八四（貞享元）年から四年かけて、もとの天満から勘助島へと移転した「舟津町」「白井町」などの姿が、図2-2の左部に描かれている。上部の堀江にも、各町組を示

す合紋（この図の場合、天満は△、北組は●、南組は▲）が町区画の中に打たれている。しかし、木津村に当時付属する渡辺村は、「穢多村」と記されて同じ絵地図2-2の下部中央に登場するが、ここに△の印は付けられていない。この絵地図に従うかぎり、渡辺村は天満組ではないのみか、いずれの合紋も見えない以上、どの町組にも入っていないかった、と言えよう。

この種の絵地図の多くは版木に彫られて印刷販売され、広範囲に使われた。したがって記載漏れや間違いがもしあれば、指摘され、訂正・修正されたはずである。同様の絵地図―すなわち三つの町組を記号を使って分類記載し、なおかつ渡辺村の姿をも詳細に描いた絵地図―を、管見で他に一〇点発見した。⁽²⁹⁾ そうしたうちの最も古い絵地図は一六七〇年ころに、最も新しいものは一八四七年に作成されていたが、いずれの図にも渡辺村を「天満組」とする記載は存在しなかった。また、どこかの町組に加えられた形跡もない。

このように渡辺村は、天満組のみならず、そもそも町

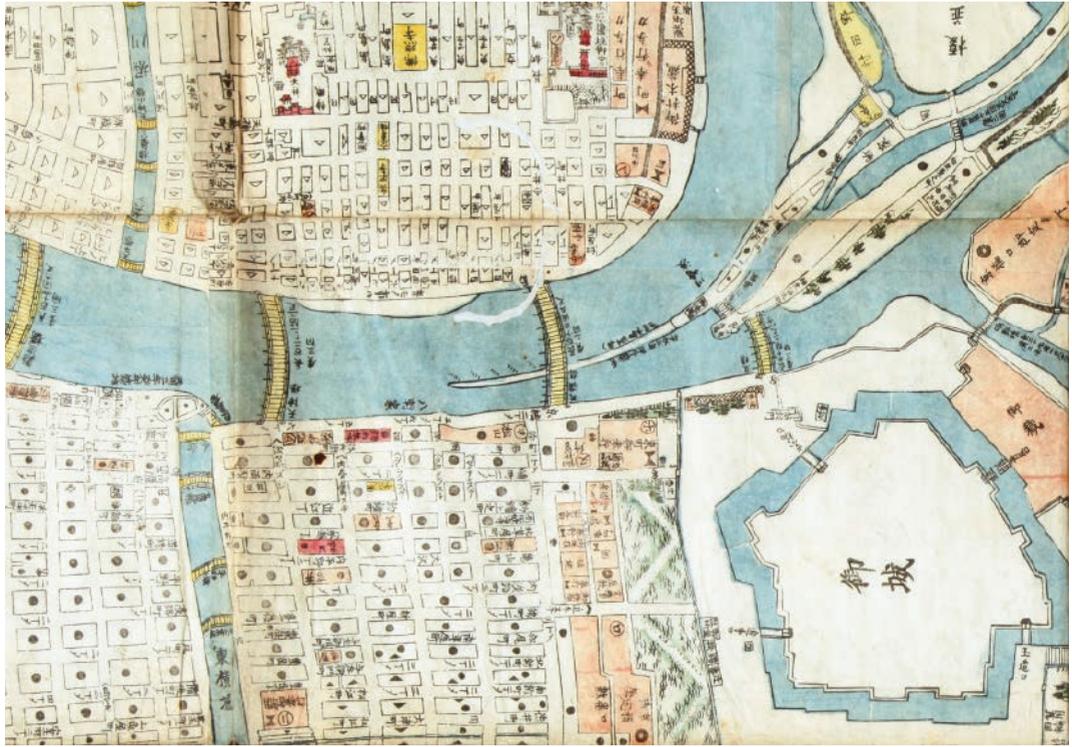


図2-1 「文化3・3 増脩改正摂州大阪地図」

大阪府立中之島図書館蔵

この絵地図は、町組を天満△、北●、南▼の合紋で示している。

組そのものから外されていたと考えられ、したがって当然のこととして、天満組に分類されることもありえなかったと言わなければならない。渡辺村は「終始一貫」して町組から除外されていた、と考えるのが、むしろ適切なのである。

盛田氏の誤解と錯覚

では盛田氏は、いったいどのようなにして渡辺村の初期の場所を天満（北渡辺）と確信するに至ったのだろうか？ いろいろと氏の書かれたものを調べてみたが、明快に述べた箇所はなく、唯一、その根拠を示しているらしいのが、前節に引用した盛田氏の文章の末尾近くにあった「嘉永

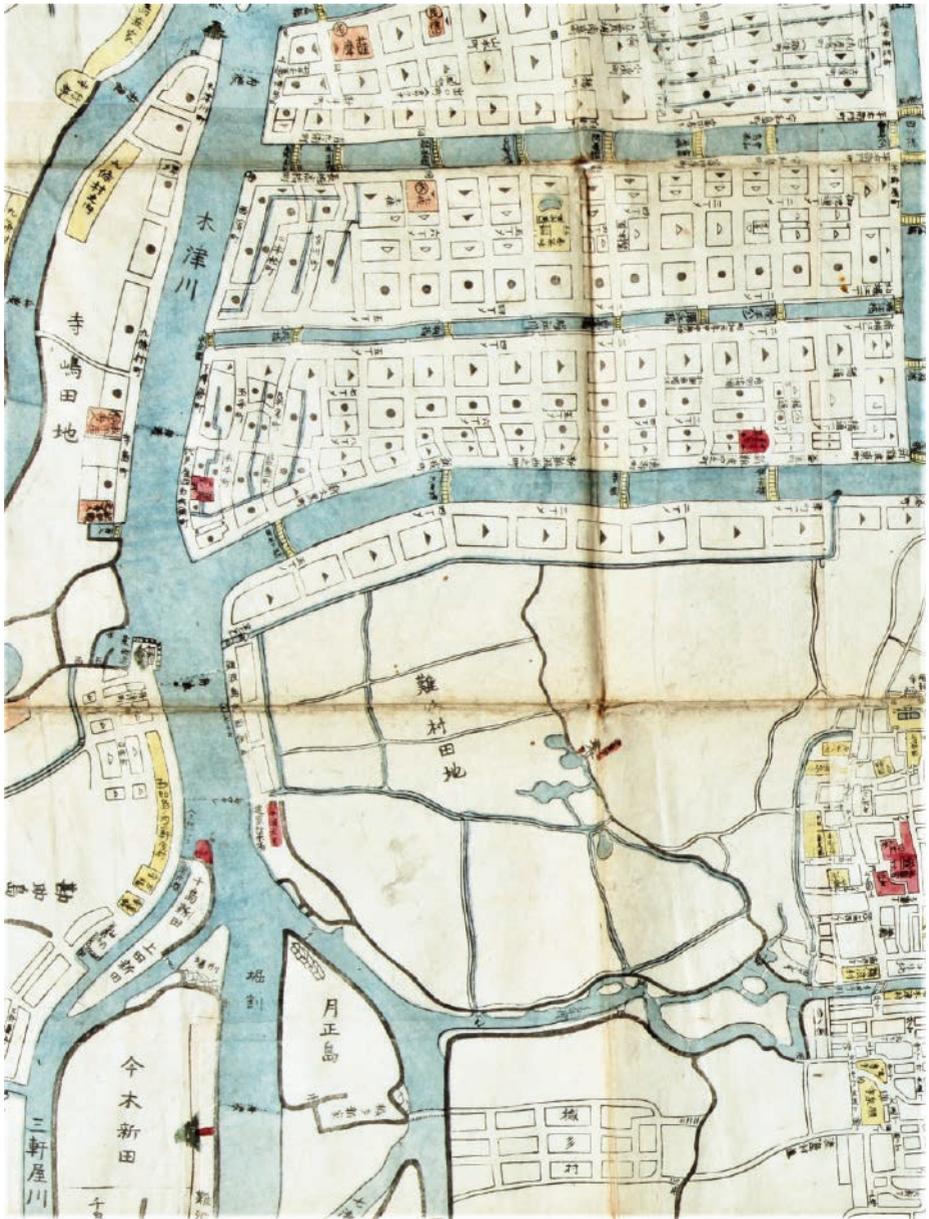


図2-2 「文化3・3 増脩改正摂州大阪地図」

大阪府立中之島図書館蔵

穢多村として渡辺村を絵地図下部中央に描くが、そこに合紋はなく、道頓堀周辺（上部）には△●印がすべてある。

六年に略写された旧記（柳瀬勤介「社会外の社会穢多非人」の附録「大阪西浜町ノ来歴」）にも、『渡辺村ノ称ハ今ノ天満川崎ノ辺り、当時渡辺橋ノ北ニアリシヲ以テ村称トセリ』とある⁽³⁰⁾という記載である。

ところが、この史料「大阪西浜町ノ来歴」は、肝心の『撰津役人村文書』に正式な史料として掲載されておらず、「解説」の中に盛田氏が柳瀬の書から転載し、「参考にする」として紹介しているに過ぎない。そこには、次のように記されている。⁽³¹⁾

大阪西浜町（旧渡辺村）の来歴

左の数件は、同町某家に蔵せし（を）嘉永六年に旧記を略書したるものなり。今これを（柳瀬が）再写す。「渡辺村の称は今の天満川崎の辺り、当時渡辺橋の北にありしを以て村称とせり。」

〈五件を略す〉

一、寛永十一年、徳川将軍、上洛の際、大阪に下向あり。当村年寄共へ帯刀赦免に相成りし上、な

お三郷町（大阪市を三組に分つ。すなわち西組・東組・天満組）と同様の取り扱いを蒙る。当村はすなわち天満組に属せり。宗旨巻は毎年十月五日、市中同様天満の広照寺に納めたり。（後略）

*引用者（上杉註 冒頭ちかくにみえる「）と

（）の印自体は、この史料を紹介した柳瀬勤介『社会外の社会穢多非人』に載せられたままを記した。「」内の記載は、「嘉永六年」に

「略書」した文章か、あるいは柳瀬が書き加えたものかは不明である。丸括弧内の記載には、きわめて初歩的な誤りがあることから、大阪の地元の者が書いたとは考えられず、柳瀬自身によるものと思われる。また（）の印とその中の記載およびママは、上杉が補った。

つまり右の資料は、「渡辺村（は）…当時、渡辺橋（現在の天満橋と天神橋の中間辺りにあったとされる——上杉註）の北」、「天満川崎」の地（現在の造幣局

とその東周辺)にあった、と記している。加えて「当村はすなわち天満組に属せり」ともしている。

しかし、この資料は、そもそも「略書」されたものを、さらに柳瀬が「再写」し、そして「南」「北」の町組を「西」「東」と誤記し、加えて当時天満に見あたらない「広照寺」⁽³²⁾の記述なども加え、明白で初歩的な誤りをいくつも含んだ文書であるため(とくに二番目の(一)括弧内には、あまりにも初歩的な誤記があるため、引用者註において私は柳瀬によるものと推測した)⁽³³⁾。この疑わしい文書を、盛田氏は正式に『撰津役人村文書』の史料の中に加えることができず、「解説」の中にそつと加えたものと思われる。

にもかかわらず盛田氏がこの史料「大阪西浜町ノ来歴」に着目したのは、『撰津役人村文書』の後編に書いた「役人村由来書」の史料解説を、ここで「補強」するためであったらしいことが前後の文脈からわかる。⁽³⁵⁾

つまり、「役人村由来書」(以下「由来書」)の一部に、「宗旨(宗門別帳)卷の儀は、毎年十月五日、天満御堂にて、相納

め来たり候」⁽³⁶⁾(傍点は引用者)と書かれており、盛田氏はこの記載をもって氏の「解説」に「渡辺村は三郷の天満組に属していた」(二三三頁)と、もう一度主張するのである。先に述べたように、氏は江戸期を通して「終始一貫」して「天満組」であったとしていたが、盛田氏はそれらの論旨を右の「大坂西浜町の来歴」で補おうとしたのだろう。

だがしかし——右を注意深く読んでいただきたい——「由来書」は、紹介したように「天満御堂にて」と書いているのみであって、天満組へ、提出したとは書いていないのである。

渡辺村の宗門人別帳の提出先を記した史料は数少ないが、そのいくつかは、ほかならぬ『撰津役人村文書』に収録されている。つまり、一七七〇(明和七)年に渡辺村から大坂町奉行所へ提出した文書によると、「宗旨の卷、往古よりこれ迄、奥の宛名を(大坂町奉行所内にある)「宗旨改め御役所様」と書き、差し上げ候ところ、当年より大坂町奉行所の新担当名である「寺社方御役

人様と致し候よう…仰せ渡せられ…書き直し差上げ候」と、人別帳の書式の改訂を了承する文書を寺社方へ提出した。⁽³⁸⁾

また後に寛政一一（一七九九）年に渡辺村が町奉行所へ提出した文書にも、これまで宗門人別帳を一巻にまとめて提出してきたが、人口が増えたので六町各町ごとにまとめ、分冊にして提出する許可を「寺社方」へ訴えたところ、それが認められ、以後提出方法を改める旨の確認書を、東・西町奉行である二人（西／鳴瀬正存、東／水野忠道）へ提出した。⁽³⁹⁾ これらからみて、渡辺村が宗門人別帳を提出していたのは、少なくとも——あえて厳密に言えば——八〇年ちかくの間、天満組でなく、むしろ大坂町奉行所であったことは、疑う余地のない事実である。

大坂におけるこのあたりのより詳しい事情は、すでに戦前から知られてきた史料「寺社方役儀勤書」に、次のように詳しく書いている。⁽⁴⁰⁾

右巻（宗旨巻＝宗門人別帳）は、毎年十月朔日より五日まで（に、分けて順次）、東西本願寺・興正寺の「懸け所」（別院）にて、（町奉行東／西）両（与力）御組より私ども四人立ち会い、請け取り置き…惣人数相改め、書き上げ候事

『大阪市史』第二は、右の状況をさらに要約して、東西の「両組与力」の職名のひとつに「社寺役」⁽⁴¹⁾（四名）があり、「宗旨役と称す…東西本願寺および興正寺別院において、三郷町々の宗旨巻を検収し、総人口を調査上申し」⁽⁴²⁾たとし、東本願寺・西本願寺・興正寺の三つの別院において与力中の社寺役が受け取つてのち、検査と集約をし、町奉行所においてさらに上層部へと報告したと明記している。『新修大阪市史』の記述もまったく同じ趣旨である。つまり、この方法は、八〇年どころか、宗門人別帳の提出が行われた全期間二〇〇年以上にわたることが推測される。

各別院（「御堂」と同義）は、各町々の町人代表の町

年寄たちが、宗派の別なく宗門人別帳を持参し、東西奉行所の与力四人が、そこでそれらを点検して受け取る場所となっていたのである。つまりこれらの別院は、各町組から町奉行所が宗門人別帳を点検、受理する仮の町奉行所として、毎年とはいえ短期間、一時的に借りていたに過ぎない。

とくに江戸中期になると四二万人を越す大坂の町人すべてを書き入れた宗門人別帳を、六〇〇以上の町々の代表（おそらく各町から数人ずつ）が分け持ち、提出にやって来るのである。東西町奉行所は東西合わせて六〇〇〇坪に足らず、刑事・民事の裁判が多く、日常業務に追われる場所であった。町人に一度に来られるには混雑することが推測された。これを大坂市中で何箇所かに分けるとしても、それぞれ広大で多人数が集合できる建物が必要だった。各町組には町人たちの惣会所などもあったが、三組いずれも四〇〇〇〜五〇〇〇坪程度で狭すぎた。そこで当時の大坂城、およびそれと関連する武家屋敷を除けば、大坂で最大の建造物であ

る南北御堂などを使用したものと推測される。三別院を合わせるならば東西町奉行所の総敷地面積を上回り、一七二四（享保九）年の大火で焼けたとき、両町奉行所を、仮に南御堂へ移したこともある。別院が、天満・北・南の各町組に分かれて存在していたことも好都合だったろう。

それを盛田氏は、「御堂」「別院」という宗門を表す言葉に引きずられたものか、さらに柳瀬の「大阪西浜町（旧渡辺村）の来歴」によってひそかに確信を持ったためか、宗門人別帳を天満組へ納めた」と曲解し、さらに「渡辺村は天満組に属した」とまで主張したのである。

だが、その著作が発表されて七年後の一九七七年一月、宮本又次は『てんまー風土記大阪―』（大阪天満宮発行）において「北組町々では十月朔日と二日に津村別院で、南組町々では三日と四日に難波別院で、また天満組町々では同じく五日に天満別院で、寺社方、与力へ差し出し、それが済むと町々はいずれも町年寄・

町代・夜番・髪結いへ祝儀銀を送った」(傍点は引用者)と、その提出先が町奉行所の与力たちであったことと、宗旨巻の納入は町を挙げての行事だったことなどを論じている。もし、渡辺村が宗門人別帳を天満組へ納めたのであれば、同村民は天満組の町人であり、天満組ということになる。だが、確実な史料も研究も、どこにも、そんなことは書いていないのである。

ちなみに天満には、幕末まで「天満御堂」と呼ばれる寺院が二つあった。その一つが「興正寺」(西本願寺系)、もう一つが「仏照寺」(東本願寺系)であった。これらが本願寺の別院を意味する「御堂」と呼ばれるようになるのは、秀吉によって石山本願寺を追われ、一五六六(天正一四)年、天満川崎の地に天満本願寺を開くことを許されたことに起因する。⁽⁴⁾しかし、その五年後に本願寺は再び、京都への移転を秀吉から命じられ、天満に別院(御堂)を置くことにしたが、直後に進行した東・西本願寺への分裂にともない、「興正寺御堂」と「仏照寺御堂」へと分かれていったのである。

大阪では、本願寺の東西分裂に伴い、後に、北御堂(西本願寺)と南御堂(東本願寺)が別に作られ、こちらが両本願寺施設の中心となってゆくが、近世を通じて天満御堂が東西に分かれ存在し続けたのも事実である。ここで、「興正寺」と「仏照寺」の二つの寺名を合わせて浮かび上がるのは、先の「大阪西浜町ノ来歴」に誤記された「広照寺」という、ありもしない寺名である。同史料の混乱はここにきわまっていたと言えよう。⁽⁵⁾

渡辺村宗門人別帳の実際的な提出先

では、なぜ「役人村由来書」が「宗旨巻の儀は、毎年十月五日、天満御堂にて相納め来たり」と書いたように、遠く市外の南方の地から、渡辺村は、わざわざ大坂北端の天満へと宗門人別帳を届けたのだろうか。渡辺村は一七〇六(宝永三)年には下難波村から木津村へ再度移転しており、宗門人別帳を木津村へ提出してきた可能性も(一般的には)考えられなくはない。

だが、これまでの研究にしたがう限り、その可能性は存在しない。⁽⁴⁶⁾

理由は、これまでの事実、つまり天満御堂で納めた相手が町奉行所の天満与力たちであったことから判断できる。前出の「寺社方役儀勤書」によると、与力たちは各町々から宗門人別帳を「受け取って置き」「惣人数を相改めて書上げ」、「大坂城の」青屋口の御多門へ相納め候⁽⁴⁷⁾と書いているように、いったん町奉行所が町々から宗門人別帳を受け取ってのち、彼らの手により三ヶ月近くかけて集計などし、やがて大坂城内の倉庫（御多門）へと収蔵したのであった。

だがこれは「三郷町中の宗旨御改めの証文」のことであり、渡辺村の帳面が最終的に大阪城内へ収蔵されたかどうかについては、すでに宗門人別帳が一六五〇年頃から作成されてきたことを考えると、当時まだ強く残る「穢れ」意識から、そうした慣行が当初から成り立ってきたか、改めて検討することも必要だろう。人別帳とは、人の帰属する集団を町・村の共同体や親

族まで記録した身分登録簿でもあったからだ。そこには「穢れ」などの差別意識が附着する場合があった。

そして何よりも、それらは身分に応じた町役・村役・刑吏役などの役負担を課するための帳簿でもあった。とくに渡辺村の場合、刑吏・警察、清掃、火消し、防災など、多岐にわたる業務に動員され、「役人村」と呼ばれてきたことを考える必要がある。もし、東西町奉行所において、二カ所に分けて三ヶ月程度の集計期間を終えれば、あとは城の中へ収監保管しておけば足りたであろうか。日常的に彼らを動員する役人たちは、たとえばあるとき仕置きに、あるときは火事の消火や堤防の決壊を防ぐため、渡辺村の人びとを動員した。動員可能な成人男性の年齢・人数・家族構成などを書いた宗門人別帳を、与力内で担当の異なる役人たちがその都度閲覧するためには、それを日常的に一箇所に置き、閲覧・点検を可能にしておくことが、必要不可欠ではなかったろうか。

三郷の帳簿から排除され、しかし下級の刑吏／警察

役の人員帳として天満御堂へやってきた渡辺村の宗門人別帳は、社寺方の与力たちへ渡されたとしても、受け取った与力たち役人は、時に盗賊改、あるいは火消役など、さまざまな役職を交代してこなす町方与力役

人の一員であった。東西町奉行所は、六〇人の与力を抱え、その下に同心一〇〇人を置いていた。彼らが住む場所こそ、他ならぬこの天満の地であった。「天満川崎」とも呼ばれるこの区域に、与力・同心は広大な役宅（与力ならば約五〇〇坪、同心でも二〇〇坪）をそれぞれ与えられていた（図1の白色の箇所が「町奉行与力・同心」の屋敷であり、その広大さがわかる。よく知られた大塩平八郎の役宅もその一角にあった）。

これらの役宅が、彼らの日常的な仕事の場となっていたことは、一八六七（慶応三）年七月、東西町奉行所が一カ所へ統合されたとき、以後「諸御用向きは御役宅にては取り扱わず：日々右奉行所へ出勤致し、すべて御用取り扱い候」⁽⁴⁸⁾ようにと、東西の町奉行が触れたことから明らかである。とするならば、渡辺村の

宗門人別帳は、天満御堂から東西奉行所へ送ることをせず、直接の担当者である与力たちの住む彼らの役宅へ送られたと推測することができよう。

つまり、渡辺村の宗門人別帳は、直近の木津村などへ提出せず、公式には町奉行所へ直接提出したのであったが、その具体的な提出先は天満与力であったことを示すことにより、自分たちの人別帳が町奉行所へ届けられる奉行所直轄の身分であり、その担当者である天満与力の支配を受ける「役人村」だったことを強調するため、「天満にて」提出したと、わざわざ記したものと考えられる。

大きな被差別部落の場合、このような提出―受領の方法が他の地域でもおこなわれていたことが確認できる。たとえば、江戸の弾左衛門配下の穢多身分の人たちは、一八七一（明治四）年に維新まで続けた宗門人別帳の提出慣例について、「弾直樹（左衛門）方にて（市籍とは）別帳に仕立て、（東京府、すなわち旧江戸町奉行所へ）差し出しこれあり、職分も同人（弾）

にて一般にこれを管す⁽⁵⁰⁾」としてきたのと類似した体制であった。

渡辺村の旧地を「船場」とする認識と動物考古学

ところで盛田嘉徳氏は、先の『撰津役人村文書』（五〜六頁）において、渡辺村のかつての所在地を、「渡辺村は、中世末期までは、大川（旧淀川）のほとりの渡辺の里に居住していた」とし、「それも、大川をへだてた北渡辺の地とも、また南渡辺の地とも伝えられている」としていた。さらに同氏は「諸書には、おおむね南渡辺の地としてあるが」と認めつつ、不確かな「大阪西浜町の来歴」をもとに、渡辺村は「北渡辺の地にあった」と推定したのだった。

ならば盛田氏の認識をここで修正するため、もう一度ひるがえって、その「諸書」が、渡辺村の発生の場所をどう描いていたか、またそこどのような事実が確認できるかを今、新たな目で検討してみる必要がある

大阪渡辺村の発生前について

るだろう。盛田氏は、どこで本来の道を逸れたか、その成果と課題を確認するためである。

では盛田氏が、さきに「諸書」としていた文献に、いったいどんなものがあつたのだろうか。『撰津役人村文書』の執筆時、氏の把握していたことが確認でき、かつ同書に附録の資料として掲載されている一つに、占部豊次郎「大阪渡辺⁽⁵¹⁾」を挙げる事ができよう。そこには次のように書かれている。

今を去る事大凡^{おおよそ}二百年前、彼等の種族は現在の船場（せんば）に一部落を為せしが、貞享元年^{一六八四}…河村瑞賢、江戸より来りて淀川治水の工を起こし…尤も不利益なる市外の僻地（木津村）に斥^{しりぞ}かしむ…これ現今の渡辺村その処なり（今また西浜町と改む）。

盛田氏は、右で占部が「大凡二〇〇年前」としていたことについて、「記述は間違っていて、渡辺村がこの

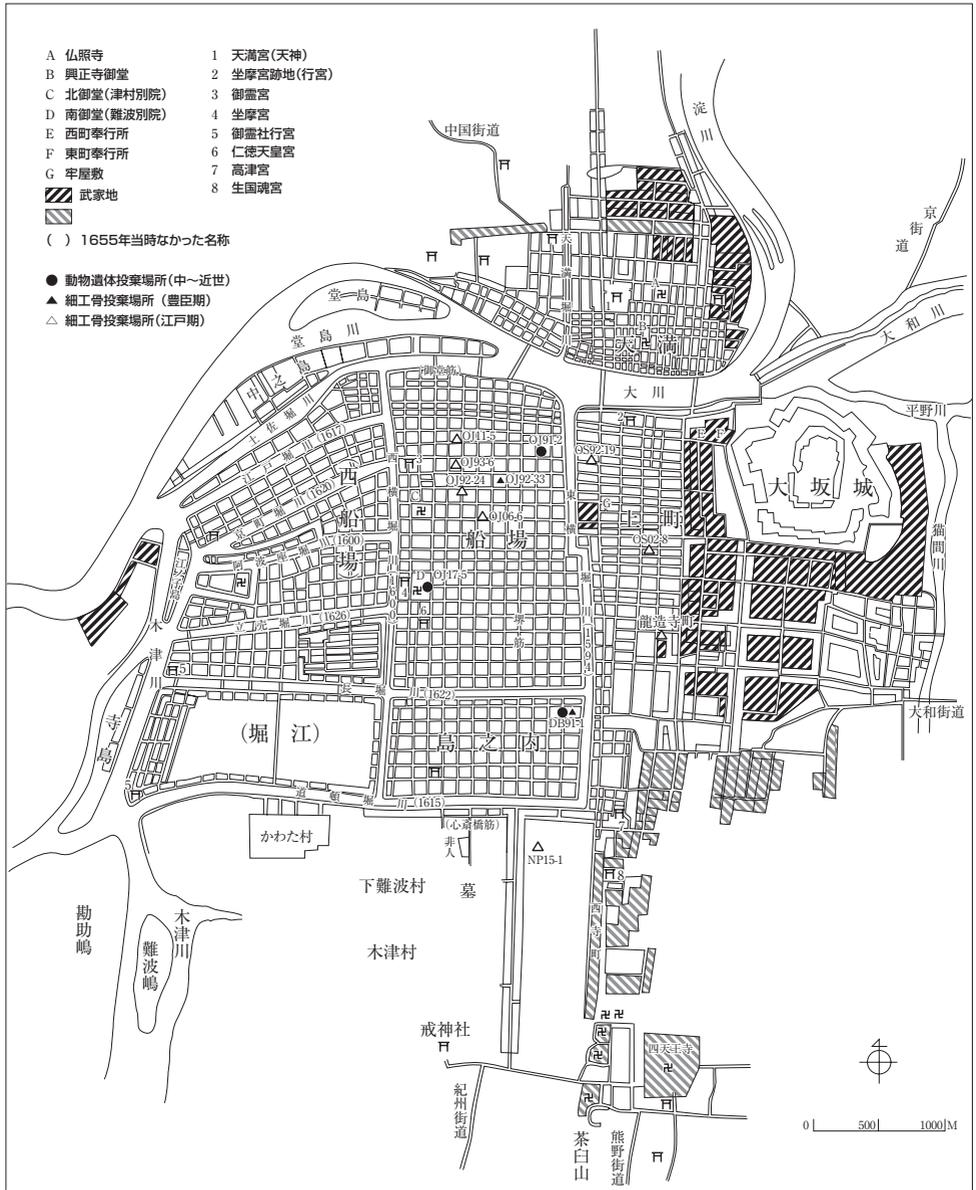


図3 大阪市街図(1655年ころ)

明暦1(1655)年ころ。『日本都市史入門』I、東京大学出版会(1990年6月)をもとに、上杉が新たに加除して作成した

当時に居たのは下難波村領で、船場ではない」と一蹴している。たしかに占部の論文が発表された一八九五年から「大凡二〇年前」とは、一六九五年前後のことである。そのころ渡辺村がまだ下難波村領内に居たのは間違いない。だが、気を静めてよく読んでみると、「二〇〇年前」の部分は、「現在の船場に一部落を為せし」ではなく、「貞享元（一六八四）年」以下の、河村瑞賢により渡辺村が木津村へ移転されたとする記述にかかっているととれる。

占部は右で、江戸初期の河村瑞賢による大阪治水のことを述べ、渡辺村はそれと関連して木津村へ移転させられ、今は「西浜」へと名を改めたと、概略を書いているにすぎないともとれる。ならば、もと居た所を書く必要がある、「船場」にあったことを書き添えたようにみえる。占部の表現の稚拙さに責任があるとはいえ、注意深い読み方も必要だった。すると、占部が、渡辺村はかつて「船場」にあったとしたことの方が、むしろ注目される。

「船場」とは、「図3 大阪市街図（一六五五年頃）」にあるように淀川（大川）の南側にあり、東横堀川より西にあたる。一六〇〇年に掘割として西横堀川を造り、ほぼ長方形の地形となった。さらにその二二年後には、南部に長堀川を掘削したことで「島之内」が分離造成される。以後船場は江戸期を通して西へと拡大し、「船場」と呼べば「天下の台所」大阪の商業の中心地として知られることになる。だが、その発展は、秀吉が大坂を拠点としていた豊臣後期にようやく始まったものであり、それ以前は、広大な湿地帯に農地や荒地が東横堀川以西、大阪湾へ向けて広がっていたと推測される。

その「船場」に渡辺村があったとする見方は、盛田氏にとつても、また当時の研究状況からみて、強い違和感を感じたと思われる。というのも、当時「渡辺」とは、「船場」の地から完全に外れる別の地域（図3では上町北部と天満）と考えられていたからである。

盛田氏の占部論文への感情的ともとれる対応には、

こうした当時の研究状況がみて取れるようにも思える。しかし今、かつて曖昧かつ不明だった「渡辺」の範囲は、研究の進展により、現在の上町台地北西部一帯から船場北部までを含む広範な地域とされるようになった。⁽⁵³⁾

渡辺の範囲を西へ延長させるこの見解は、考古学的な発掘と地質調査による近年の成果なのだが、同じ手法は、もう一つの重要な発見をもたらしている。それは「動物考古学」とも呼ばれる研究分野からの成果である。出土する動物遺体を通して人間社会の様相を解明することを目的とした考古学のこの一分野は、⁽⁵⁴⁾すでに本稿で紹介したように、貝塚市嶋村部落の地域内から「十四世紀前半から十五世紀前半を中心とする中世のウシやウマなどの獣骨投棄土坑を三箇所が発掘し、二〇〇一年までに各方面から、被差別部落の起源が、それまで有力であった近世起源でなく、中世に遡る可能性」があり、「現代につながる被差別部落内の遺跡で、斃牛馬処理にかかわる遺構が、中世にまで遡るこ

とが明らかに became 意義は大きい」と評価される大きな成果を挙げてきた。

それを渡辺村の研究に援用できないかと私も考え、動物考古学の分野でくることのできる大阪市内の近世初頭までの遺跡分布を地図へ落としたのが図3（▲●の記号）である。△印は、江戸期に髪をすく櫛の汚れを除去する器具の「櫛払い」⁽⁵⁶⁾が、牛馬骨から大量に生産されており、それが出土したり、骨細工の過程で出た不要な骨の残部や破片などを投棄した場所である。近くには工房もあつたことが想定される。これらが現在の大坂市内、とくに船場とその周辺に広範に存在している。▲印は、それが豊臣期まで遡る場所であることを示している。⁽⁵⁷⁾

生体から直接とられる生の骨とは異なり、乾燥して白骨になると、もはや穢れとは無縁な存在であった。⁽⁵⁸⁾白骨と同じく、なめした皮も穢れないとして、有名な「姫路革」も、町人の手により加工・販売されてきた。つまり、必ずしも骨細工は「かわた（穢多）」が行った

とは限らない。むしろ当時、船場には「角細工」「革細工」などの店名がみえるし、南北の「皮や(革屋)町」などの名も、上町ではあるが(船場を中心とした)北組にあった。

ただ例外としてNP15-1遺跡もある。ここは、道頓堀の南側にあり、当時完全に市街地から外れた場所(現在の日本橋二丁目)であり、しかも「一七世紀前半(中頃)の地層から出てきた遺体であることから、こちらは徳川期に入り、下難波村へ集住させられた「かわた」の手になるものと考えられる。

ならば、そうした物品の原材料である生皮や生骨の提供者が、当時の運搬手段を考えると、船場かその周辺にいたことは間違いないだろう。しかも生の皮や骨は当時、被差別身分以外の者が取り扱うことは通常考えられない。とすれば、それが渡辺村である可能性はきわめて高い。⁽⁶²⁾ 大阪市中に、他にエタ村は存在しないからである。

そして、被差別民が直接、死牛馬の骨や皮に関わつ

たと考えられる場所が●印、すなわち中世から近世にかけてウシやウマの動物遺体(考古学用語では「遺存体」)が出土した場所である。発掘事例はわずか三地点にすぎないが、大阪市内ではすべて船場の内部ないし周縁部にあたる。

この三箇所について付言しておく、遺跡番号OJ91-2は、鎌倉末から室町時代に投棄されたウシ・ウマ各二体が出土した。⁽⁶³⁾ またDB91-1は、長堀川が作られる一六二二年以前は船場と地続きの場所である。ここから古代より中世にかけてウマ・ウシの獣骨が出土し(ただし中世は僅か)、近世には、骨細工に使われる部位が多数出土している。この遺跡の担い手となった人々は、仕事の内容(集団も?)を時代を経て変化させていったことが推測されている。⁽⁶⁴⁾ いっぽうOJ17-5遺跡は、豊臣期から徳川初期にかけてウシ二頭、ウマ一頭が出土した最新の発掘場所である。⁽⁶⁵⁾

図3が示すもうひとつの大切な点として、逆に天満からは、中世へと遡る動物遺体はもろろん、骨細工の

断片すら、今日まで出土していないことがある。多くの発掘調査が都市の再開発にともなうものであり、発掘場所の特定は、偶然が多くを支配すると言っても良い。だが、それ故にこそ、確率的にみて、天満ではなく船場を中心に被差別身分の活動の痕跡が発掘されたことは——今後の全体的な発掘成果に注目しつつも——現時点の研究において大変重要な事実である。

そこへ投棄された動物遺体の処理と、右の骨細工の原材料の提供者が、当時大坂市中にあって唯一のかわた（エタ）／渡辺村によるもの、と断定することに無理がないとすれば、その居住地も、もとは船場内部ないしその周縁部にあったことは、必然的に導き出される結論でもある。再度、その点を、文献史学の領域に大きな見落としがなかったか、以下改めて検討したい。

渡辺村が「船場」にあったことを示す文献史料

そこで、もういちど天満にこだわった盛田氏が、当

時読んだことを確認できる、もう一つの文献、『西成郡史』⁶⁶（一九一五（大正四）年）から検討してみたい。ここに非常に重要な記載が出てくるからである。

西浜町 …古くは北渡辺に住居し、天正年間に
は…博労町、南町等の地に分住し、ついで慶長の
頃、官命により悉く一箇所に集中して居住するに
至りしこと、同地の藤本三之助所蔵古文書に載せ
たれども、その説明に欠けるものあれば、直に夫
れとも首肯し難し。「撰津志」に天正中、南渡辺の
屠者・守墓の家は難波村に移すと見えたるは、蓋
し本地人を移したることを指したるの謂なるべし。
されば北渡辺としたるは、全く南渡辺の誤なるこ
とを証するに余りあり。

西成郡役所からのバックアップを受けて『西成郡史』を執筆した平木安蔵による右の記述は、本稿で先に引用した『撰津役人村文書』（五～六頁）の註記に通じる

記載であり、「大阪西浜町の来歴」を紹介した柳瀬勤介が伝えた北渡辺説の文書を所蔵していた藤木三之助と呼ばれる人物も、「同地の」とあることから渡辺村の住民であったことがわかる。

右の引用文中に出てくる「屠者」とは、「穢多・河原者・皮多」などの別称であり、また「守墓」も、「守^{はかのもり}墓」であり、「非人」を意味した。「屠者」と「守墓」は、どちらも、「天正中」(としているのは若干早すぎるが)直後の慶長―元和期には、大阪の市街地から難波村(穢多は幸町の南側、非人は千日前)へ移転され始めたことが確実である(詳しくは後述)。

ここで問題となるのは、その元あった「屠者」たちの地について、この『西成郡史』が「南渡辺」と明確に主張していることである。執筆した平木は、藤木文書による「北渡辺」説を採らず、右で「撰津志」が示す「南渡辺説」を、「証するに余りある」と強く支持し、藤木文書「大阪西浜町の来歴」には「欠けるもの」があるからすぐには肯首できない、としている。つま

り十分に説得的な記述がないこと、またすでに紹介したように、「西組・東組」をはじめとして、記述の信頼性に「欠ける」点がある、という判断であろう。さらにあえて加えるなら、「撰津志」の方が、江戸幕府の編纂した実証的で信頼できる初の官撰地誌として、高い評価を得てきたことも考慮する必要がある⁽⁶⁸⁾。

だが、「撰津志」に書かれた肝心の「渡辺」に関するその記述自体を『西成郡史』は紹介していない。ここで、その本文を紹介しておこう⁽⁶⁹⁾。

渡辺…この地、初^{はじめ}の名は兔^と餓野^{がの}、のちに濟^{わたし}の南北を呼び、みな渡辺村と曰^いう。天正中、南渡辺の民家、圓^{円つがらえ}江より屠者・守墓の家、難波村に移す。その墟^{あと}いま市^し廓^{かく}(店)となり、古歌にあり(原漢文)

「渡辺」の地は、もと「とがの」と呼ばれていたこと、大川の「濟^{わたし}(渡し)の辺^{ほとり}」とされた淀川(大川)の南北岸の地が、やがて「渡辺」と呼ばれるようになる

つたのだという。渡辺の地名の由来を伝えるこの説は、古今広い支持がある。そして「渡しの南北をみな渡辺村という」としていることからみて、「わたなべ」の地は、渡し船が離着陸する場所として、水の流れの強さに左右される広範な地域を指していたことが推測される。つまりこの「渡辺」を、後に渡辺橋(70)が架けられる。現在の天満橋と天神橋の中間地点あたりの南北ばかり、と狭く限定しないでおかねばならない。

そこに、肝心の「屠者」たちが住んでいたという。それは「南渡辺」の「円(71)江」と呼ばれる土地だったともいうのである。「円江」については、古代から風俗歌に「難波(72)のつぶら江の春なれば」「難波振」とも歌われる有名な地名であり、それがなまって「つむら江」となり、やがて「津村」へ転じたとされる。

この「円江」は、現代からみると「船場」の西部を示す地名である。「撰津志」はそこを「南渡辺」としている。これについて、「渡辺」を、今日のように狭く取れば疑問は生じようが、「撰津志」は「船場の一部も

渡辺の内」とみなす当時の見方に従い、「渡辺」の範囲を広くとっているのである。「渡辺」には、「船場」と交差する地域があった、ということでもある。

先の「渡辺村は船場にあった」とした占部による文章は、近代に入って最初に書かれた渡辺村論であった。柳瀬なども、彼の成果を追いかけたに過ぎないところがある。そして盛田氏も認めているように、占部は「物堅いまじめな人物」で、地道に「西浜町を実地に訪ねて調査し、記述(73)」した、と高く評価される。さらにこれは、官撰地誌『五機内志』(「撰津志」)が書いている内容とも合致する。そして、そこには渡辺村のかつての場所として「円江」という地名へ踏み込む重要な記述も存在した。これらを無視することはならないだろう。

だが盛田氏は、『西成郡史』に複数回言及はしてはいるものの、そこに引用された「撰津志」に書かれた右の内容自体にまったく触れない。盛田氏は、漢文で書かれた「撰津志」の原典に直接当たっていないのだろう

か。『西成郡史』自身も、藤本文書に触れはするが、「円江」に関して「撰津志」の当該箇所を引用していないかった。ならば改めて『西成郡史』が刊行された一九一五年から一〇四年も経った今日ではあるが、遅きに失していることを自覚しつつ、そこに示された内容の客観性についての吟味へと入ろう。

「船場の円(圓)江」に「エタ村」を描いた絵地図

「撰津志」の内容を、別の側面から検証する材料として、江戸期に描かれた絵地図群があることに注目したい。図4-1として掲載したのがその一枚である。右上に「浪華三津之浦図」とタイトルされ、横一〇五cmあまりの彩色図である。現在は国立公文書館蔵で、絵地図作成の経過については、タイトルの直後に、「後小松帝」(二三八二〜一四二二年)と「後花園帝」(一四二八〜一四六四年)の「御宇」(天皇治世の時期)に作成された二枚の絵地図があり、それらを比較したとこ

ろ、「両代の図に聊も相違無き故、一面にしても異なるか(一枚に合わせても二枚の意味があるか)」と合体させ、最終書写年を「天明元(一七八一)年に成る」とし、作者は記していない。

この絵地図には、近江(淀)川と大和川との合流地点付近に、かつて存在していたといわれる渡辺橋を大きく描き、川の左岸(南岸)には「船着驛」があり、「山の鼻」の西側にも「渡(わた)の口」(つまり「渡辺」)の文字が見える。その西に「舟場」の文字が川沿いに見え、のちの「船場」北部を含むこの辺り一帯が、先に述べたように、確かに広い意味の「渡辺」とされている。そして渡辺橋の北側には区分けた「北渡辺」の地が見え、川の南側には区域を指定しない「南渡辺」の地名も記している。その西側(掲載図では下側)に描かれた朱色の坐摩神社(延喜サカスリ神社)の解説(図4-2)には、「円(圓)江」の文字が二回、「エタ」が一回出てくる。

さらに同神社の西側を南北に流れる細い川(今の「東



図4-1 「浪華三津之浦図」(全体) 国立公文書館蔵

- * 元図には、1400年前後に作成されたという記載がある。
- * 最終書写年は1781年。

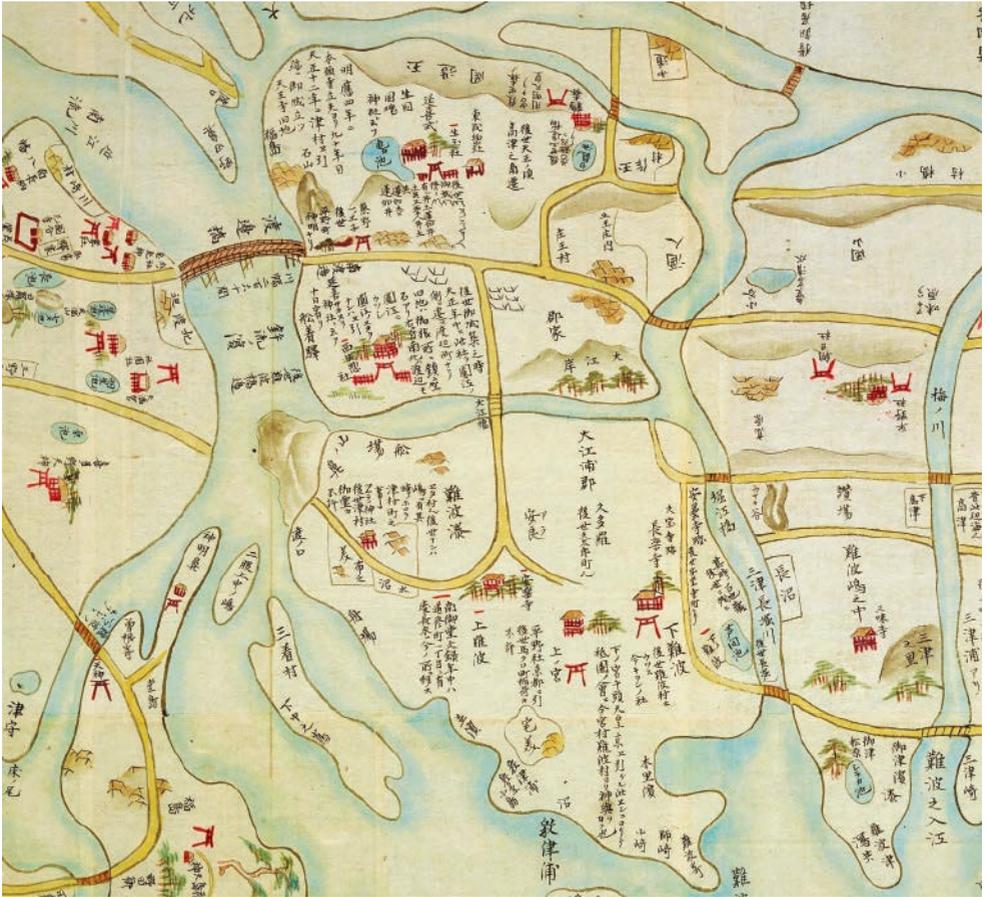


図4-2 「浪華三津之浦図」 (部分)

国立公文書館蔵
 絵地図内の記載については本文を参照。

横堀川の前身と推測される)から西へ隔てられた対岸をのちの「船(舟)場」(せんなば)「帯」と示し、こゝを「難波湊」(なにわみなと)としてもしている。この絵地図に書き込まれた解説文中には、もう一回「エタ村」と「津村」「ツムラ」の文字が見える。そして「エタ村也」と強調された文字の左下には、その人家らしき屋根(四軒)と、御霊神社の朱塗りの小神殿をくつきりと描く。

この絵地図にみえる坐摩神社周辺を、考古学では「上町台地北西裾部」などと現在と呼び、こゝ

がかつての「南渡辺の東部」にあたることされている。⁷⁴
 そしてエタ村は、東横堀川を西へ越えた船場内、現在の御霊神社の南側に描かれている。

図4-1/2に描かれた「渡辺橋」の南西方向にある神社とその周囲の文字解説部分を現代表記に直すと、次のようになる。文章自体は「後世：」から始まる形になつてはいるが、末尾の「延喜サカスリ」が頭二文字分突き出して書かれていることから、むしろ本来の書き出しをこちらとすると、以下のような、坐摩神社を中心とした「渡辺」全体の解説となつている。

延喜サカスリ神社と云う、西成惣社。

後世御城築の時、(一五七三・九)天正年中にこの社を圓(円)

江の側かたわらに遷す。(今の)渡辺町なり。

旧地は、御旅所(行宮)に鎮座石あり。

右に付、南北は渡辺も圓江にうつし、圓江のエタをナンバえ引く。

秀吉による大坂城建設は、一五八三(天正一一)年九月から一五九六(文禄五)年まで一三年にわたる大工事だった。その敷地は、西側部分にあたるこの東横堀川の東側までを「惣構そうがま」(外堀)とする巨大な城郭として完成させた。城の西側を南北に沿う東横堀川は、もとは自然に出来た小川を拡張したものと考えられており、この大工事により、渡辺と船場の地が以後区分され、船場から渡辺の呼称が消えてゆく原因にもなつたと考えられている。

そして、惣構の内部に位置していた坐摩神社などは「円江」の南側へ移動させられ、そこが今の渡辺町になったとする。つまり南北渡辺にあつた坐摩神社関係者(渡辺党を含む)は、多くが「円江」の南側へと移り、渡辺町の住人になったというのである。坐摩神社の跡地は行宮(あんぐう)(御旅所)となり、現在もそこに「鎮座石」がある。そして、「円江」に住んでいた「エタ」を、このとき難波へ引かせ(移住させ)た、ともしている。

また、現在の「船場北部」、つまりかつて「南渡辺の

「東部」とみなされた地域に書き込まれた「難波湊」の文字解説は、次のように書いている。

エタ村也。後世ナンバ嶋にあり。其時のほこら、津村町ノ事。ツムラの神社、後世御霊（神社といふ）が（移転を）許さず。

もとの文章は、脈略がはつきりせず、不明な箇所もある。他の同系統の絵図によりルビや丸括弧内の文字を補足した。先に「延喜サカスリ神社」の説明のところで「円江のエタをナンバえ引く」とした行き先を、ここでより明確に「ナンバ嶋」と書いている。その場所は、図4-2の難波湊から右（南）方向へ「三津長堀川」を隔てた「難波嶋の中」と書かれた地域（後世の「島之内」にあたる。江戸期の「難波嶋」とは別）とわかる。

絵地図への記載内容から判明すること

右に引用した文字解説部分に、ルビや丸括弧内への筆者の註釈を書き加えた際に根拠としたのは、同系統の絵地図の存在であった。すなわち、現在こうした絵地図を管見で六枚発見しているが、それらの記述内容を別掲の表「中世における渡辺村の源流を示すとみられる絵地図一覧」（以下「絵地図一覧」と略す）の①～⑥にまとめた。これらの絵地図は、記載内容を突き合わせると、建物などの描写・文字解説・地形などがほぼ共通しており、もとは同一に近いものを後に転写・加筆・修正など繰り返し返して作成していった一連の系統の絵地図であることがわかる。

それらを、作成年（①～⑥の「最終書写年」順に配列して「絵地図一覧」としたが、記述の変遷から、より詳しい内容を読み取ることができる。つまり、それまでに描かれた絵地図において不明であったり理解困難な箇所などあれば、次に作成する後続の者がそこを



図5 「難波錦城之図」 卷五（部分）

関西大学図書館蔵

修正し、より明瞭で正確なものへと書き替えたことが判明する（逆に誤記が追認され、後まで転載される場合も起こる。たとえば⑤と⑥は、カタカナの「ナンバ」を数字の「十六」と誤記し続けている）。これらを検討した結果、①～⑥の数字は、ほぼ最終的な作成順序でもあること、またそれらを校合した結果、「円江」と「津村」の関係について、①で曖昧だったものが、②では図5「難波錦城之図」巻五にあるような「円江」の姿を描き、文字通り円形に近い形をした「入り江」が存在していたらしいこと、それが「津村町」の名称へとつながったという、作成者たちの見解を示している。

そして「沼」の図も描いていることから、この辺りには湧水があり、淀川（大川）の河口に近接し、獣遺体の処理や皮革の製造も可能であったらしいことが推測される。⁽²⁵⁾

これらから「津村」の範囲は、御霊神社を中心とするかなり広い地域であったこと、淀川の河口と大阪湾の海岸が共に迫り（今の四つ橋筋から西は、当時海だったと地元では伝えている）、またエタ村の人びとは、その津村の祠（後の御霊神社）の氏子か、キヨメであった可能性があろう。それは渡辺村が、坐摩社の氏子ないしキヨメであったことと必ずしも矛盾・対立はせず、坐摩社は郡の社、御霊社は津村郷の社と、棲み分けていたことも考えられる。しかし渡辺村の人びとが難波嶋へ移転するとき、神社（祠）は移転せず、津村の氏神として残ったとしている。これは、今日まで知られていなかった新しい「事実」でもある。

一連の絵地図作成者たちは、何を根拠にこれらの文字情報を書き入れたのだろうか。すでに「撰津志」は

一七三〇年代に出版されていたので、それを基にしたことも一応考えられるが、渡辺村に関する情報に限定しても、「撰津志」が述べたのは、同村（屠者・守墓）がもと「円江」にあり、のちに難波村へ移転した、ということのみであった。絵地図には、今日知られていない他の重要な情報が含まれており、いくつかの史料や口碑が他に存在していたことをうかがわせる。

とくに見過ごしてならないのは「浪華三津之浦図」は、坐摩神社（およびその関係者）が「円江の南」へ移転したことにより、その移転先にいた渡辺村が（言わば玉突き状となって）難波へと移転することになった、という記載である。これは今日他の史料に見えず、右の絵地図のみが初めて示すとともに、続く五枚の絵地図も、その点で変わらず同じ記載を繰り返していることである。これは一連の絵地図が示し続ける「事実」であり、一連の絵地図作者たちの歴史考証の結果と思われる。

結論的に述べるなら、ここに書かれた（玉突き状の）

被差別部落／渡辺の移転なるものは、これまで次にあるような「分住・散居の謎」とでも言うべき問いへの回答を示していると思われる。

（江戸時代の渡辺村は）慶長年中、大阪船場の渡辺、博労より南方にて六カ所に住せしもの相集まりて一村落となり、渡辺村と云ふ（大阪西浜町の来歴）^{一八五三}嘉永六年）

天正年中の頃、役人村の儀、天満、福島、渡辺、博労、三ツ寺の五カ所に分かれ住居罷りあり候（役人村由来書）^{一八六二}文久二年）

（渡辺村の）住民は…大川の辺なる渡辺に住せしが、後転じて天正年間には西成郡福島村、および大阪市街の博労町・渡辺町・三津寺町、本船場町・革屋町などに散居し、慶長年間、下難波村の内、今の幸町の辺りに集まり住し（『大阪府全志』卷之二、大正^{一九二二}一年）

大阪渡辺村の発生期について

各文献が示す分住先の地名はまちまちであることから、すべてが確かな記述ではないように見える。ただ、「大阪西浜町の来歴」が「船場の渡辺、博労より南方にて六カ所」としているのは、図4「浪華三津之浦図」が渡辺村の移転先を「ナンバ嶋」（後の「島之内」としていたのとはほぼ合致しよう。また、そこに地名を挙げていない土地を含めて、各地へ不安定な形で分散したことも推測される。つまり、ここに書かれているのは、おおまかな内容であり、要約すると、渡辺村は天正期、それまで一村のまとまりをもっていたものが、主な場所として船場（渡辺・博労）、島之内（三ツ寺など四カ所）、上町（革屋町・本船場町）⁽¹⁶⁾などへ、さらには天満、そして福島村という農村部にまで広く散住し、慶長期になってふたたび再結集した、としたことにあると言って良いだろう。

この事態は、当時にあつて異常な事件であつた考えられる。すでに示した天満組から勘助島への町人の移住は、一定の範囲内に集中していたことを紹介したが、

他にも堀江を東西に走る堀江川を河村瑞賢が一六九八（元禄一一）年に掘削した際、当時一面畠地であったものが町場へ変わったため、ここへ南・北・天満各組の町人を移住させた。その場合、既出の図2-12の上部に見えるように、北組（●）、南組（▼）、天満組（△）の印が、それぞれの一面に、まとまりを以て描かれていることがわかる。町人の地縁共同体の関係をそのまま保存しつつ移転したのである。これらと比して渡辺村の場合、住民の意向を無視し、乱暴な処置がなされた可能性が見える。

第四期大坂城築による大坂町中屋敷替ちやうじゆうやしきがえ

ところで、図4-1-1/2は、渡辺村が移転・分住した原因として、最初に秀吉による大坂城築を挙げていた。その結果、坐摩神社が大坂城外へと移転させられたことにより、被差別部落の移転・分住にもつながったとしている。その記述について以下、客観的に検

討を加え、なぜ分住となったかについて考察したい。

坐摩神社が現在の地（船場久太郎町）へ移転したのは、天正十一年の築城の際、秀吉の命により、生国魂いくたま神社の移転ともに行われたことを、一六七四（延宝二）年に寺社奉行が作成した「大坂濫觴書一件」らんしょう（⁷⁷）は記している。ただし当初、坐摩社へ与えられた土地は一八〇〇石余りあったが、大坂冬の陣・夏の陣で坐摩神社の「神主／渡辺氏」が秀吉方に味方し、豊臣大坂城へ「入城いたし候につき」、家康はその料地を没収して社地を「（南）御堂西の方、南渡辺町・榎木町」さわらぎ（⁷⁸）のみとした、とも右の「濫觴一件」は伝えている。同社は、その移動の過程で一時期、「淡路町一丁目」にあつたとも他の資料が伝えており、同神社社務所の発行になる「官幣中社坐摩神社誌」（⁸⁰）によると、現在の南渡辺町・榎木町（現船場久太郎町）への最終的な移転がなされたのは寛永年間（一六二四～一六四四）のことである、ともする。

坐摩・生国魂両神社の移転のきっかけとなった秀吉

による大坂城の建設の始まりは一五八三（天正一一）年であることは明らかで、もしその時点で坐摩神社と生玉神社の移転が開始されたとするなら、坐摩社の現在地への最終的な移転までの時間的な幅は、最短でも四一年、最大で六一年となる。これでは移転期間が長すぎることに加え、長短で二〇年間ものズレがある。とても事実をもとにした正確な歴史記述にはならない。

そこで、坐摩神社の移転が大坂城の建設が関係したとはいえ、より具体的な移転時期についてはさらに下る可能性があるかと仮定して、本丸の建設から始まり、二の丸・惣構え・三の丸とつづく城築全体の経過を見たとき、注目されるのが、生国魂神社の城郭外への移転が一五九八〜九（慶長三〜四）年と特定できることが、『義演准后日記』により裏付けられたことである。⁽⁸¹⁾そして、慶長三年、同じ城郭内で坐摩神社のすぐ近くにあつて後に西本願寺別院（北御堂）へとつながる坊舎も、津村の南へ土地を与えられて移動し、同地において寺院の建設を開始していることが傍証となる。⁽⁸²⁾当地

はその頃、神社と寺院を集住させる計画の渦中にあつたと考えられている。⁽⁸³⁾

したがって、坐摩神社が城郭外の淡路町一丁目へ移転することも、少なくともそのころ開始されたと考えられ、この推定に大きな誤りのないことは、南北渡辺の坐摩社関係者たちがどうなったかを考えるとき、より鮮明になると思われる。彼ら坐摩関係者全体は、このとき城内から外へ、確実に移転させられたと考えられるからである。その説明は、若干の紙幅を必要とするが、大切なことなので、以下論を進めたい。

一五九八（慶長三）年の夏、京都伏見城で人生の終末を迎えようとしていた秀吉は、六歳になる息子／秀頼への政権委譲を安泰とすることを模索し、その結果として二人の奉行に大坂へ行くよう命じたという。その目的は、すでに巨大となつていた大坂城を、さらに「難攻不落のものとし、城内に主要な大名たちが妻子とともに（人質として）住めるように、屋敷を造営させ」ることにあると伝え、「早急に全普請を完成させること

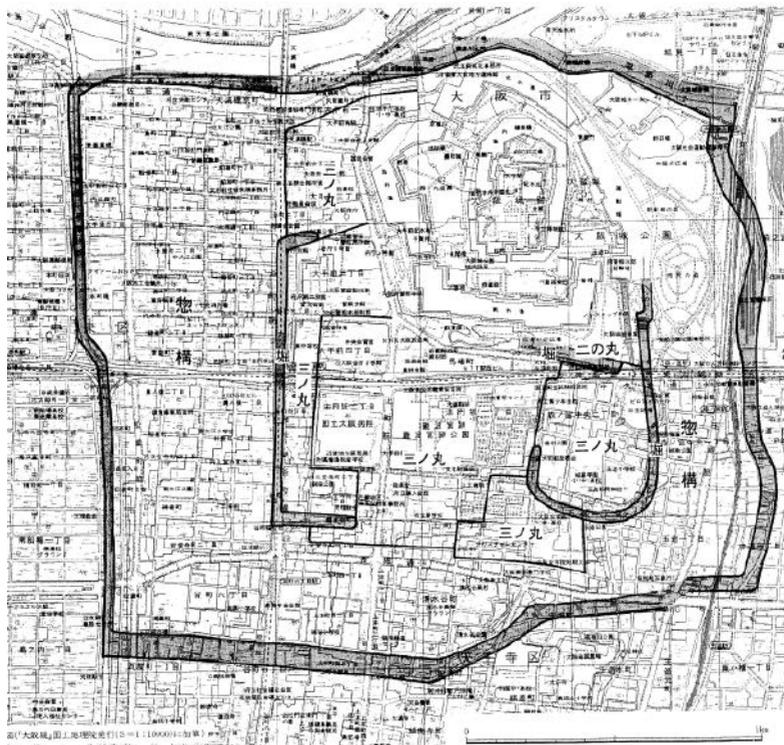


図6 豊臣期大坂城三ノ丸推定図

松尾信裕「豊臣期大坂城の規模と構造」(財団法人大阪市文化財協会『大阪市文化財論集』1994年10月)より。国土地理院『大坂城』に松尾氏が加筆して作成。

に全力を尽くせ⁽⁸⁴⁾と命じたという。

この時実施された大規模な工事は、今日、「第四期豊臣築城工事」とも「三の丸建設」とも呼ばれ、その全容が近年明らかになってきている。図6は、大坂城最後の絵地図といわれる「大坂冬の陣配陣図」に、近年の発掘成果を加えて作成したものである。背景となった地図は、現在の大坂城周辺図(国土地理院発行)であり、その上に秀吉当時の城のもっとも外縁に当たる「惣構え」を灰色で四角く描いている。さらに、その内部には二の丸・三の丸に付属する三

本の堀をやはり灰色で示し、加えて「惣構え」内に新たに建てられた「建物群Ⅱ三の丸」の範囲を推定したものである。⁽⁸⁶⁾

この図6が描かれて後、さらに発掘調査が進んだ結果、三の丸の範囲は、より小さな規模と想定されるようにはなつたが、惣構えの範囲にはほとんど異論はない。むしろ、惣構え内の住民の大規模な排除と、土地の巨大なかさ上げ工事の上に三の丸を築いた工事は想像を絶するものであったことが、より鮮明になつてきた。⁽⁸⁸⁾

その工事の概要を伝えるイエズス会士・パシオの言葉を、別のジャン・クラツセ編著『日本西教史』第十二章は、次のように伝えている。

大坂城（本丸・二の丸）の外郭に新たに建築するところの畷塀は周囲一里、昼夜を分かつたず勉勵する工匠は数万人なり…商賈（あきんど）のこの畷塀内に住するを以て、郭（惣構え）の外に移転せ

しめられ、その家を破毀する数、合わせて一万七千戸に及ぶと云えり。

さらにパシオは、別のところで次のようにも書いた。⁽⁸⁹⁾

（大坂城に）めぐらされた城壁の長さは三里（本丸・二の丸を含む——上杉）にも及びました…その区域内には商人や工人の家屋があつたのですが、すべて木造でしたから、住民自らの手ですべて二、三日中に取り壊されてしまいました。ただし住民に對しては、長く真つ直ぐな道路で区分けされた代替地が与えられました。そしてそれぞれの家屋は、軒の高さが同じになるように、また檜——日本における最良の材木——材を用いるようにと命令されました。この命令に従わなかつた者は、地所も、必要な材木も、没収されるということでした。

「長さは三里」という数値は過大にみえるが、本丸お

よび二の丸の周囲にあった堀の大半を図6は描いていない。それらを加え、さらに三の丸に付属して新造された堀を加えると三里（約十二km）近くとなり、決して誇大な表現ではない。

ただ、城郭の外周にあたる惣構えの内部には、それまで町人が多数暮らしており、さらに坐摩・生国魂神社はもちろん、本願寺系の寺院や祠など、多数の宗教施設もここにあったと推定されている。生国魂神社の当時の地理的な位置は、現在の法円坂にあり、坐摩神社と西本願寺の大坂御坊は今の石町（楼の岸）付近だった。これらはすべて、三の丸としての大名屋敷の新造や、惣構え内のかさ上げ工事などのため、城廓外へ移転がはかられたと考えられる。この時の大工事を、惣構え内にあり当時「上堺町」と呼ばれていた（現在の上下二病院あたり）の地にあった浄土真宗の光徳寺は、「慶長三年豊臣公の命」により「大坂町 中屋敷替え」がなされたと伝え、同寺が船場の南久太郎町へ移住させられた記録を残していることなど、多数の日本側の

史料から、その規模の大きさが確認できる。⁽⁹²⁾

船場渡辺町の形成

では、大阪城郭の外へ移転させられた坐摩神社関係者、とくに神官たちを中心とする一族は、淡路町一丁目へ一時的に避難したとしても、渡辺党を含むかなりの人数になった人々、および「一万七千戸」と言われた多数の住民たちは、いったいどこへ行ったのだろうか。

先の宣教師による文書は、臨終の床にあった秀吉が、思いつきの突然、三の丸建設を始めたように書いているのだが、これはあくまで日本国内、とくに大坂周辺の一連の継続した動きを知らない短期滞在者による観察結果と思われる。つまりその二年前（慶長元年）、近畿地方は大地震を受け、伏見・大坂・堺などが大きな災害を受けていた。とくに堺は壊滅的な打撃を受け、港湾機能が数年間は停止すると考えられた。⁽⁹³⁾

当時、最大の外港であったこの堺を、秀吉政権は放

棄することを決意し、代わりとして特定し、構想したのがこの船場であった。⁽⁹⁴⁾それまで、一部を除けば大きな集落さえ存在していなかったこの地域⁽⁹⁵⁾へ向け、大坂城惣構え内から多数の町人を移住させ、船場を新たな港湾施設として構築する大作業を、城の建設と住民の移動を一体のものとして構想し、遅くとも前年の一五九七（慶長二）年には開始されていたと考えられる。⁽⁹⁶⁾というのも、惣構えの内部にいた町人たちは、慶長三年の夏以降、二、三日で自らの家屋を破却したと、先の史料は伝えているが、その前に、「長く真っ直ぐな道路で区分けされた代替地」に檜^{ひのき}作りの二階建ての住宅をあらかじめ与えられていなければ、自分の家屋を急いで壊すことなど、するものではないからである。

秀吉自身は、右の「大坂町中屋敷替え」の命令を慶長三年の夏に下してまもなく八月に没するが、その下準備は、すでに開始されていた筈であり、さらに彼の死後も、元の計画のままに進められた、と考えられるのである。たとえば阿波座堀川と西横堀川の完成は、

急ぎ慶長五（一六〇〇）年に貫通するが、これは大阪湾から、土佐堀川だけでなく阿波座堀川を通り西横堀川へと通じる運河とし、船場を大阪湾の出入り口とするため、周辺の他の堀川の掘削に先立って秀吉時代に始められた結果であった。

こうした船場建設のため、城郭内に居住していた住民の大規模な移住がはかられたと考えられる。それは南北渡辺の地に住む坐摩神社関係者におよんだと考えられ、その結果、すでに紹介した図4が書いていたように「南北は渡辺も圓江にうつし」たのであり、神社関係者たちの移住したのが、船場の円江、つまり「津村の南」の地であったと考えられる

移住した当初、彼ら（もともとから住んでいた者は別として、移住してきた多数は非部落民であったと考えられる）が、自らを「渡辺村」と呼んだことは、一六〇〇（慶長五）年十一月に、秀吉亡きあとの秀頼後見役であった片桐且元・小出秀政が連名で出した次の文書にみえる。⁽⁹⁷⁾そのころ船場・島之内の周辺にあり、葭^{あし}の

育成地を抱えた渡辺村を含む村々へ、葎苧取り税の献納を厳密にするよう命じたものである。

上

急度申し遣わし候。

其の庄、葎のこと、其の村々として去年の如く買
い取りの御年貢、運上申すべく、油断す可からず候。

然らば、よし濫暴苧り仕り候とも、理り申し、一
切からせ申すまじく候なり。

慶長五一六〇〇年

霜月十日十一

「欠郡」異筆カ

わたなべ村

木津村

津むら

下難波村

百姓中

宛先として最後に出てくる五村は、いずれも船場（長堀川の掘削による船場からの島之内の分離はまだ行われていない）の内部かその周辺、とくにその西側から南側へかけて広がる葎の原野を抱えた村々であった。文書は、その百姓たちへ宛てたものである。船場は、この時まだほとんど農村であったことが「津むら」などの村名に表れている。そこへ移住した渡辺党の者たちも、もはや武士でなく、当初百姓と位置づけられたこと意味しよう。

だが「渡辺村」は、船場の急激な市街地化への流れの渦中にあつた。慶長末期（一六一〇年代）にはすでに船場のほとんどが町化するとされている、⁽⁹⁸⁾その中で「渡辺村」はやがて「渡辺町」へと名称を変ええる。

坐摩神社と神官渡辺氏の強い関係近世においても残すこの町名を、『大阪府全志』は「渡辺…その称は、この地に渡しの津（渡し場）のありしより起こり、ついに地名をなして、対岸なる天満の河辺を北渡辺と云い、本地（大江の岸＝楼岸＝石町）を南渡辺と呼び、

渡辺党の居りし所なり」とし、また「南渡辺町・北渡辺町は、天正年中渡辺にありし座摩神社の遷座ありしより、渡辺の民家この地に移住せしため、渡辺の地名をなす⁹⁹ともされた。

同『全志』は、大坂三郷の各町の詳細を、「大坂北組・南組・天満組

水帳町数家数役数寄せ帳」（元禄年間）という文書に紹介しているが、そこには坐摩神社と強い関係性を示す次のような記事を五町が載せている（紙幅の関係から、右『全志』一九五頁～一九八頁から抄録整理し、本論と関係ない部分は省略した）。

町名	家数	年寄または名代氏名
津村町	一六五	年寄 木津屋太郎兵衛他（記載略）
北渡辺町	二二三	年寄 濱屋 半兵衛（記載略）
南渡辺町	七〇	年寄 松屋六右衛門
榎木町	二二三	年寄 神崎屋九郎兵衛 同右
西笹町	二二一	年寄 近江屋次左衛門 同右

備考

坐摩社祭礼の節、人足並びに社中掃除人足出し申す可く候。然れども宮附または座摩支配にはこれなく候。これにより総会所よりの支配銀をご免、御用人足・火事人足賃、総代扶持銀はそのまま相務むる心得と、元禄十一戊寅年十一月晦日に仰せつけられ候

大阪渡辺村の発生期について

これによると、南渡辺・榎木・西笹の三町を合わせ
た一四軒は、坐摩神社の支配を受ける位置にもはや
ないものの、同社祭礼の人足や神社境内の清掃などを
負担することにより、大阪北組総会所による支配銀を
免除された。ただし御用人足・火事人足の賃金と総代

の扶持銀はそのまま（町人として）負担すべきことを
一六九八（元禄一一）年に命じられた、とある。彼ら
と坐摩神社との特別な関係が、船場への移住後も一部
継続し続けていたことが明らかである。なお、「支配
銀」とは、「公役」とも呼ばれる町奉行所および総代会
所の経費であり、もういつぼうの「町役」と呼ばれた
のが、右資料にある「御用人足・火事人足賃と総代扶
持銀」であった。いずれも、大坂三郷の町人に課せら
れ、今日では住民税ともみなすべきものであった。

また、右の三町の北側に接する「北渡辺町」（二三
戸）については、右の備考欄にあるような記述はない。
にもかかわらず、同町がこの船場で、右三町とともに
北組に属していたことは特筆されよう。というのも、

この周辺は北組の南限にあたるが、とくに右の三町が
北渡辺町とともに北組に属していたことにより、南組
との区分け線は大きく南へずれ込む形になっている。
かつての「渡辺」としての一体性が、この移住先の船
場においても保たれていたのである。

換言するなら、北渡辺町は、南渡辺町以下の三町の
ような直接的な繋がりを坐摩神社とはもう持たないも
のの、かつて石町に坐摩神社があったときの一体性に
近い関係を、大川を越えた天満の者も持っていたと思
われ、彼らはその繋がりのなかで船場へ移住してきた
ことを示していよう。

なお、町名の変遷について『大阪府全志』が述べると
ころによると、最初、船場に「南渡辺町」の町名はなく、
「北渡辺町」のみがあり、やがてその内の「一丁目から六
丁目」が二つに分かれ、三丁目までが「北渡辺町」とな
り、四丁目以下が「南渡辺町」になったとしている。⁽¹⁰⁾
その意味では「北渡辺町」の方がより古い名前である。
こうしたことから考えるとき、船場への神社・仏閣・

住民の移入順序は、一五九八（慶長三）年、やがて西本願寺別院（北御堂）へつながる坊舎が津村の南へ土地を与えられて移動（既述）、さらに教如が一五九五（文祿四）年に大谷本願寺を道修町旧一丁目に興して後、その三年後にあたる一五九八年に、現在の南御堂の地へ移転^(四)、翌年にかけて坐摩神社とその関係者が大坂城廓から追われてのち、「渡辺」関係者の内のかんりの部分が船場へ移入したものの（これが最初の「北渡辺町」、同神社とその直接的な関係者の一部は津村の南の地へ定着することをすぐ行わず、淡路町に留まった時期があったと考えられる。最後に、その何年か後に坐摩神社とその直接的関係者も淡路町から、南渡辺町と榎木町・西笹町（このあと掲載する図7に「七軒町」とある地域）にまたがる土地へと移住したと考えられる。つまり最終的な移入は、時間的にも、北から南への順であったことが推定され、その位置関係を一六七〇年頃作成の先に紹介した「大阪町中並村々絵図」に落としてみると、図7に見える通りである。

大阪渡辺村の発生期について

こうした経過からみて、住民の船場（津村の南）への移住期の最初は「北渡辺」からの者が多く占めていたと考えられ、そのため最初の「北渡辺町」という地名も、そのような状況を反映したものと考えられ、やがて「南渡辺」へと移行したものと思われる。ちなみに、榎木町の旧名については「七郎右衛門町」（の一部）、西笹町の旧名は「七軒町」と「七郎右衛門町」（の一部）であったとも『大阪府全志』は記している。

渡辺町の「地下」を掘る

では、私たちが捜してきた「被差別部落としての発生期の渡辺村」は、船場のどこにあったのだろうか？それを確定する方法として、もう一度、他分野からの力を借りよう。それは都市考古学とでも呼ぶべき領域であり、「太閤下水」についての研究である。

秀吉が慶長三年に「大坂町中町屋敷替え」の命令を出す以前から、船場に港湾都市を建設するため、全体



図7 「大阪町中並村々絵図」の一部

国立国会図書館蔵に上杉が加筆
坐摩神社とその関係者が船場へ移住した地域（津村の南部）

的な基礎計画を下水の敷設から進めていた事実が存在している。図8-1は、すでに紹介した「大阪町中並村々絵図」（国会図書館蔵）のうち船場を中心とする部分だが、船場の各町のほとんどを東西の方向へ突切る形で水色の線が多数引かれていることに気づく。これ

図の左下隅にある新町遊郭（一六二九年に建設）を除けば、船場が大阪で唯一の下水完備の町として造られていたことがよくわかる。

この「太閤下水」とも「背割り下水」とも呼ばれる工法は、すでに秀吉治下の長浜城下や一向宗の寺内町

が「太閤下水」を示す描き込みみである。

「大阪町中並村々絵図」に描かれたこの形状・記号が「太閤（背割り）下水」を示すことを初めて指摘したのは、内田九州男であろう。下水の材料そのものは、土の素掘りや木枠で囲った水路であり、都市再開発にともなう考古学的発掘調査の区割によると、その外縁に当たるため、遺跡の出土件数はまだ少ない。しかし、これは当時世界的に類例を見ない最大規模の都市建設の方法であったとされる。この絵地図が詳細にそれを記録してくれたことにより、



図8-1 「大阪町中並村々絵図」の一部（船場とその周辺）
国立国会図書館蔵

などで戦国末期に造られ始めていた。下水を挟んでその南北に家屋を背中合わせに建設することを町組の基本とし、一区画の町屋の敷地を四二間四方で一区画として区切り、その周囲に直線状の道路を通すことにより、町全体を基盤の目のように構成した。

図8-1には、家屋が整然と縦横に並び、間を道路が町屋の区画を囲む形で走り、各区画の中央を東西方向へ青い筋が走る。この青色が下水の記号である。各戸からの排水は、図全体の右上（東北）から左下（西南）方向へと、傾斜にしたがって下流へと向かい、ついに海へと注がれた。

市街地の建設に、この背割り下水の手法を採ろうとする場合、一番最初に下水の配置設計とその工事から始めるしかなかった。さもなければ家屋の入口の方角・敷地の形状も定められないし、そもそも家屋を建築した後にもし背割り下水を施すとすれば、すでに建てられた家を一区画の中でいくつか壊さないでは、敷設することができない。

そのことを考えると、船場とは、「背割り下水」上に建設された街であり、慶長三年の「大阪町中屋敷替え」命令の以前に、すでに船場の都市計画とともに背割り下水の建設が始められていたと考える必要がある。つまり、秀吉存命中に構想され、造られ始めた下水であるので、これを「太閤下水」と呼ぶことは適切である。世界的に見ても最先端に位置する施設として、彼の政権の並々ならない都市建設能力の高さを示すものであった。

ところで、図8-1の船場の中に、この太閤下水が敷設されなかった箇所が五箇所ほどある。それを図8-1-2に示した。まず、中央の北を東西に流れる大川——土佐堀川に面した「北浜一丁目」以西の町々は、朝鮮貿易に従事する商人などが数多く住み、早くから市街地化されていた。その東南方向にある高麗橋（西詰め）周辺も、東横堀側を西へ渡った上町との繋がりが強く、天正末年から町場として成立していた。具体的な町名としては高麗橋一丁目、本鞆町、道修町一丁目などである。そこからさらに南にある「農人橋」も、同橋を



図8-2 「大阪町中並村々絵図」の一部（船場内で背割り下水が造られていない地区）
国立国会図書館蔵に上杉が加筆

東へ渡った上町との繋がりで発展しており、南本町、北久太郎町、南久太郎町などの各一丁目である。

さらに、船場の西北部にある津村は、かつて津村郷とも呼ばれ、御霊神社と接する中世以来の古村であった。そして、残る一箇所が、その南にある、これが中世以来の「エタ村」として「浪華三津之浦図」など一連の六枚の絵地図に描かれた地域と考えられる。

ここを「エタ村」と比定したのは、第一に「撰津志」が津村の前身である「円江」に屠者（エタ）がいたと書き、第二に「いくつもの絵図が描く「御霊神社と津村の南」に「エタ」があったとする位置関係からである。そして第三に、ここは豊臣期から徳

川初期にかけて投棄されたと推定されるウシとウマの動物遺体が、すぐ南の難波別院（図3のD）から最近出土していることも有力な根拠となる。

これら船場内の右の五地域は、「大坂町中屋敷替え」の秀吉の指令以前に、船場の都市化を設計した時点で、すでに町の形をなし始めており、あるいは古くからの郷村として人家がすでに建っており、その範囲内で安定した構造をもっていたと推定され、それが背割り下水との関係を浮かび上がらせる。つまり、慶長初年から始まったことが推定される船場の市街地化にとつて、それらの人家は、直ちに破壊すべき対象とは見なされず、ひとまず保存し、背割り下水をそこに敷設しようとはせず、船場全体の市街地建設と矛盾しない形で位置づけ直されていった地区と推定される（これらの地域の下水は、他の町にも造られたように屋敷周辺の側溝を利用したと推測される）。

ここは、江戸期に入ると大阪商業の中心となる船場地域ではあるが、当時、ごく一部を除けばまだ人家が

立ち並んでおらず、農村としてさえあまり開けていない地域であったと想定される。それゆえ、過去のしがらみに縛られず、新たな港湾都市として構想することもできたとも言えよう。運河（堀川）を配置し、その掘削工事によって得られた土砂を船場の土地全体のかさ上げへと利用し、そこへ広範囲に下水を張り巡らせることで低地が生み出す湿気から町屋を守り、一万七千戸もの住民が移住できる土地として整え、その「長く真っ直ぐな道路で区分けされた代替地」の上に檜ひのきの新家を建設、「それぞれの家屋は、軒の高さが同じになるように」美しく整えることも可能だったのである。

渡辺（エタ）村の追放開始とその意味

被差別部落としての船場のエタ村を図9に、赤くその範囲を想定した。すなわち「津村の南」で、かつ背割り下水の存在しない範囲がここである。一六七〇年前後に作成され、下地となったこの絵地図では、その

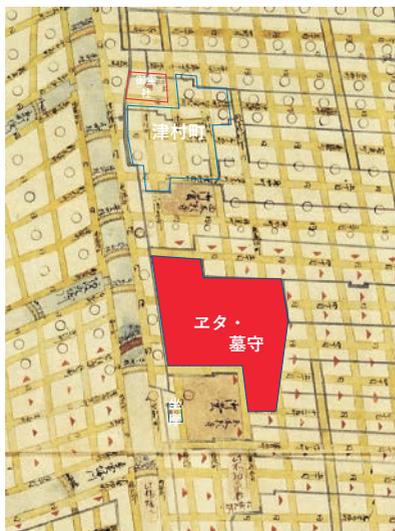


図9 「大阪町中並村々絵図」の一部

国立国会図書館蔵に上杉が加筆

左半分が「南渡辺町」である。そこにも背割り下水は敷設されておらず、この「エタ・墓守」の土地へ坐摩神社関係の住民が慶長三〜四年の「大坂町中屋敷替え」の最中かそれ以後に、上町の石町周辺や北渡辺の地から移住してきたのである（図7）。

その土地を、津村の屋敷地と比較すると、特徴的な事態が起こっていることに気づく。それは、津村の屋敷の配置は、中世以来の農村部にありがちな複雑な地割りの形をその後も（少なくとも）「大阪町中…絵図」が



図10 「大阪町中並村々絵図」の一部

国立国会図書館蔵に上杉が加筆

※中世のエタ村は、2度にわたり移住を強いられたと考えられる（割弧付の矢印が1度目）

書かれた一六七〇頃まで）留めていたのと比して、南渡辺町は、町並だけは整然とした船場全体と同じ形状になっていることである。北浜町・高麗橋西詰・濃人橋西詰なども、上町へつながる船場を通る道路の左右になり立ってきたため、他の船場の新たな町組と矛盾しない形に容易に整備されたものと考えられるが、もともとそのような街路化がなされていなかった津村郷の、中世村落の様子をこの絵地図は記録している。

そうした意味から考えると、津村と同じように直線

的で広い街路が造られていかなかったはずの中世以来の村落であるエタ村は、船場の町並みと同じ形へとまとめ上げられており、しかしそこには他の船場四地区と同じ背割りが為されていない事を考え合わせるならば、慶長二年までここには複雑な「路地」を抱えるエタ村が広がってはいたが、翌慶長三年～四年かその直後にかけて、大坂城惣構えの内部から追い出された坐摩神社関係者および他の町人たちの新住居地として、いったん更地化^{さらち}され、そのあとに移住者たちの家屋が整然と建設されたと考えられるのである。つまり、エタ村の西半分に住んでいた人たちは、そこから追い出されたことを意味しよう(図10)。その先が、すでに述べたような博労町、三津寺町、本船場町、革屋町、天満、福嶋などであったと考えられる。

ただし、エタ村の東半分に、しばしの猶予が与えられたとしたら、渡辺町の東方にエタ・墓守の元居住地や墓地が一部残ったことが想定できる。これは、先に紹介した分住先を記したすべての資料に、「渡辺」の地

の表記が残っていることからの推測である。つまり、「エタ村」等とされた範囲は、南北渡辺町と完全には重ならず、ズレていた考えられ、部落の人々の中には「エタ・墓守」の範囲とされた東半分の知り合いへ身を寄せた者もあろう。しかし、村の半数の家屋住人を受け入れることなどできないことから、各地への分住は、このとき始まったと考えられる。

ただ、さらに考えなければならぬのは、そこは墓守など「非人」とされる人々も住む地域だったことである。このあと、少なくとも大坂が徳川政権の直轄地へと変わる一六一九(元和五)年ころから、「非人」とそこにあった墓地は、市外へと移転を強制される¹⁰。つまり、船場にあった「エタ・墓守」の人々は、元和五年頃には、最終的に完全に船場から追放されたと考えられる。船場という新たな大坂の経済的中心となる地域から、「エタ」「非人」を含む被差別民全体への排除が進行したのである¹⁰。

「非人」の場合、元和五年段階では、追放してもその

約三年後（元和八、一六二二年）には千日前に土地を与え、身分として安定させている（この時は、エタも同様である¹⁰⁾）。だが、この慶長三〜四年直後の段階では、ただ追放され、一箇所に集住することを許されなかった点で、大きな違いがある。その差を生んだ要因として、豊臣政権の部落に対する報復を想定してみることは無駄でないように思われる。

『信長公記』の天正四（一五七六）年七月一五日の箇所には、一向一揆に協力する西国の毛利勢が、七〜八百艘の大船団で石山本願寺へ兵糧を送るため、大阪湾上へ押し寄せた様子を記録していることはよく知られている。

信長側の陣は「陸は大坂^{（様）}ろうの岸（当時の坐摩神社北側の淀川岸）で防戦するが、一向一揆勢は、「木津ゑつたが城より一揆ども競い出で」と、「エタ」が立てこもる「城」を拠点に激しく攻撃、「海上は、ほうろく火矢（爆弾）などという物をこしらえ、御味方（信長勢）の船を取り籠め、投げ入れ〜焼き崩し、（信長軍は）多勢にかなわず…（真鍋貞友以下の武将たち多数が）

討ち死に候。西国の船は勝利を得、兵糧を（本願寺へ）入れ」ることに成功した（川口の合戦）。信長は、出陣しようとしたが、すでに戦いは決着したこととあきらめ、この敗戦を乗り越えるため、一年もの期間を要した¹¹⁾。

図11「石山合戦配陣図」は、一〇年間にわたる信長と一向宗との戦闘における双方の大まかな布陣を描き、「エタガサキ砦」の姿も中央下に描き入れている。このあと双方の和睦が成立する一五八〇（天正八）年から「町中屋敷替え」が行われる慶長三年まで、一八年しか経っていない。しかもその時の「エタ」とは、他ならぬ一八年前の「船場のエタ」のことであった。いっぽう信長の権力を引き継いだのは、彼の側近として一向一揆と戦った秀吉やその配下の者たちである。彼らが、敵として命をかけて戦った者たちを平穩に旧来の土地に置いておくだけの寛容さを持ち合わせなかったとしても、不思議ではない。

こうして渡辺部落の分住化を、豊臣政権による渡辺村への報復であるとともに治安対策でもあったと考え



図11 「石山合戦配陣図」

大阪城天守閣蔵

1577年頃の本願寺と信長勢との合戦を描く。今の大阪城付近に「石山御堂。当時門徒四万人余籠城」とあり。中央下部に「エタガサキ砦」がある。だが、この砦の存在は、現在の大阪城天守閣の展示において、なぜか白紙で覆って見えないように隠されている。

るならば、渡辺村の人びとがもう一度、下難波村へ集住を許されるのが、政権が徳川へと替わって後のことであることに、改めて着目すべきだろう（「大阪渡辺村発生期の年表」参照。本稿末に掲載）。

なお、先に渡辺村と御霊神社の関係について少し触れたが、両者の深い関係をうかがわせる事実が、一向一揆との関係からも出てくる。図11「石山合戦配陣図」の中央下部にある「寺シマ」の中には、「石山方の砦」として「エタガサキ砦」が描かれているが、一六一二（慶長十七）年に描かれたとする図12-1「摂州大坂旧地図」にも、その左下角に、「穢田崎ノ城、本願寺光佐（顕如）築ク」（図12-2）とある。図11が描いた砦の位置は曖昧だが、図12-1では、木津川と道頓堀川の合流地点の東北岸とみえるところにある。そこに出城がかつてあり、その「穢多城」の姿を防御柵などとともに描いている。この記載は、ほぼ同時期に戦われた大坂冬の陣（一六一四（慶長一九）年）においても「穢多崎」が大坂方の拠点の一つとなっていたことからみて、絵



図12-1 「攝州大坂旧地図」(全体)

国立公文書館蔵
 図の右下隅に慶長 17 (1612) 年作成とあるが、これを模写した森謹斎(幸安)が宝暦 2 (1752) 年に考証して「天正 13 (1585) 年から慶長中 (~ 1614 年) に至る 30 年ばかりの間の図」と添え書きしている。



図12-2 「攝州大坂旧地図」(部分)

全体図には西横堀川の西側(現在の四つ橋筋の西側あたり)に広大な葦原(芦原)が広がり、木津川と後の道頓堀川の交差する東北岸に右の「織多崎の城」が描かれている。右上には、大坂市内外地から再度集められた「織多」の邑(現在の幸町裏・桜川)が描かれている。

地図の位置に間違いないと考えられる。したがって二つの要塞は、同じ場所で正確な位置が図12-1であったか、あるいは関連する施設として「穢多崎」が二箇所にあった、と推測される。

そして図12-1には、船場／津村に御霊神社があり、そこに「円社」と書いているのだが、その神社の御旅所が、かつての「穢田崎ノ城」と同じ場所に今も鎮座している。これは筆者も現地調査をして確認したことだが、近年まで祭礼の季節になると、御霊社からその御旅所まで、船で神輿が運ばれ、祭を営んだと伝えられている。一向一揆をこの砦で闘ったエタの人たちと御霊神社の深い繋がりを推測させる事実である。

分住期の渡辺村の営みについて

苦難の分住時代（約二〇〇〜三〇〇年と推測される）を迎えることになった「エタ村」について、後々まで同村の精神的な中心となる二ヶ寺、徳浄寺と正宣寺が、

分住の始まったばかりの一五九九（慶長四）年と一六〇三（慶長八）年にむしる船場の地に開基し、その後も永くその地から移転せず、留まりつづけたことが史料に見える。つまり多くの「エタ」の人びとは各地へ分散居住していったが、渡辺村全体が下難波村時代をへて最終的に木津村字堂面へ再度の集住移転を完成させる一七〇六（宝永三）年まで、両寺は船場の地に居つづけ、精神的な結束の核となり続けたと考えられるのである。

図13 「大阪市南区寺院明細帳」 大阪府公文書館蔵

は、徳浄寺および正宣寺の開基について次のように記している。

大阪府管下摂津国西成郡西浜町（元栄町）

本山 本願寺末

真宗本願寺派 徳浄寺

- 一、本尊 阿弥陀仏
 - 一、由緒 慶長四己亥（一五九九）年開基、智観。
- 本願寺第一二世准如法主の直弟となり、

府下渡辺筋に建立す。のち宝永三丙戌

(一七〇六)年、今の地に移転(中略)

一、境内 四四九坪六合一勾

一、檀徒 二千四十八人

大阪府管下摂津国西成郡西浜町(元穂積町)

本山 本願寺末

真宗本願寺派 正宣寺

一、本尊 阿弥陀仏

一、由緒 開基名の永俊は、祖山第十二

世准如法主の直弟(に)て、

慶長八(一六〇三)年癸卯十

月創立、堂宇は大坂船場渡辺

筋に於て。このとき当町人民、

彼の地に住む。故に旧名は渡

辺村なり。二世智春、宝永三

丙戌年三月、人民この地に移

居す。因りて本寺また今の地

に移す(中略)

一、境内 三百壹拾六坪六合

一、檀徒 千六百貳拾三人

右二カ寺が慶長年間に創立された「渡辺筋」とは、

絵地図7なら、御霊神社の南側中央部から南へ向かい、

西本願寺御堂の西側を経て東本願寺御堂・坐摩神社へ

至る一本の通りを指している。この道を挟んだ東西の

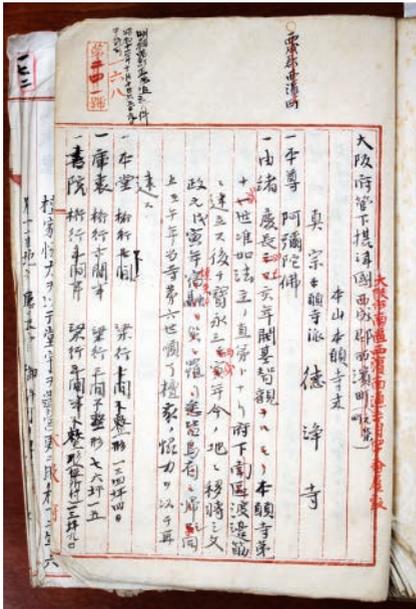


図13 「大坂市南区寺院明細帳」(徳浄寺分)

大阪府公文書館蔵

大阪府作成だが作成年は欠。南区は1879(明治12)年に成立。1897(明治30)年に西浜・難波・木津などを編入。簿冊に区内169カ寺の明細を載せる。

いずれかに、右の二つの寺が慶長年間から宝永三年までの約一〇〇年間、存続しつづけたのである。¹¹⁶⁾

その理由について、右の正宣寺の箇所書いているのは「当町人民」(の一部)が「彼の地に住」んでいたからだとし、「渡辺村」の名前も、このときの由緒を引いている旨を述べている。おそらく分住する中で、村民の結末のためにも寺の創建が目指され、寺院を精神的な結集点とし、旦那(手次)寺の建つ「渡辺」の地の名称もおそらく結末の絆となり、やがて周囲の町人たちが「渡辺町」と自称するに至つてのち、市外地へ移転した人々は公然と自らを「渡辺村」と名乗つたものと推測される。¹¹⁶⁾

徳浄寺の場合は、北渡辺町の河内屋吉兵衛の宅地一六〇坪を道場にして出発したとされるが、購入した可能性もあろう。「エタ」(屠者)とされた住民がその地に長く居続けることには困難があったと思われるが、寺院であれば、排除することは難かしかつたとも推測される。とくに右の二カ寺は、穢多身分を檀徒とする

万宣寺下の「穢寺」とのちに位置づけられるが、開基当初から、誰が住職となるかは本願寺が決定し、派遣された部落外の僧侶が、交代して管理運営する寺院として出発した。¹¹⁷⁾ その意味で、住職自身の世襲寺(これを「自庵寺」と呼ぶ)であることが大正期まで行われなかつた特別の寺であつた。¹¹⁸⁾ またこの船場の西部へは、南北御堂をはじめ多数の寺院がそのころ移転、また開基していることから、「寺院街区」として構想されていた、と考えられている。¹¹⁹⁾ もしそうであれば、この地域に寺を開基することは比較的容易であつたし、直ちに周囲の圧力によつて退去させることも困難であつたと考えられる。

右の寺院明細帳の記録によると、同村の中心をなす二カ寺の門徒数は(明治期だが)徳浄寺が二、〇四八人、正宣寺が一、六二三人である。当時の渡辺村(西浜)全体の住人約五、〇〇〇人のうち約七三%にあたる。その住民が属する二つの檀那(手次)寺があつたこの船場渡辺筋こそ、「撰津志」と計六枚の地図、また

大閣下水の敷設と動物考古学の成果などが指し示す「円江」の地と考えられるのである。

おわりに——絵地図を使った研究について

渡辺村が中世にあった場所は、これまでの通説のように天満ではなく、船場であり、さらに絞り込めば、現在の北御堂と南御堂の間の渡辺筋周辺であったことを論証した。その根拠は——

① 渡辺村がかつて天満にあったとする資料的根拠は一つとして存在しない。

② 最新の考古学の研究（とくに動物考古学）は、旧穢多部落と強い関係をもつ動物遺体を多数、船場から発掘しており、逆に天満においてはまったく得ていない。

③ 渡辺村がかつて船場にあったとする見解は、すでに江戸幕府による最初（一七三四年）の官選地誌『五機内志』（「撰津志」）に現れているにもかかわらず、これまでほとんど検討されてこなかった。

④ 渡辺村がかつて船場にあったとする文献は、他に多数の絵地図として存在しており、それらは、より正確な渡辺村の場所として津村の南（現在の「渡辺筋」）を示すとともに、その後の渡辺村の分住（五、六箇所にわたる）が生じた説明もなしているものである。

⑤ 渡辺村が中世に存在していた厳密な場所は、船場に背割り下水が敷設されなかった箇所から逆に推定することができ、その方法により、現在の北御堂と南御堂の間の渡辺筋周辺に絞り込むことができた。

⑥ 右の渡辺筋には、渡辺村の中心をなす浄土真宗の二つの檀那（手次）寺が慶長年間から一〇〇年以上にわたり存在してきたし、さらに御霊神社も渡辺村の中世の展開に深く関与していたことが推定される。

以上の結論から導き出される理論的問題としては、渡辺村が市中の町組から、宗門人別帳の編成などにおいて排除されるとともに、警察／刑吏役を通して天満与力から町人・百姓とは別系統の支配（「下」ではなく「外」）を受けていたこと、また多数の町人が、大阪城、

さらには「天下の台所」大阪の中心地／船場を支える人的資源として武士身分の直下にあつたことは、「士農工商えた非人」の古い身分図式の誤りを指摘するものとなつた。

大阪渡辺村について発生期の研究の前半を終えるにあたり、今後の展望をここに書いておきたい。私たちはこれまで、大きな迷走をしてきたようである。その原因の一つは、本論文のタイトルにも使つた「渡辺村」という名称が生み出す甘い香りだったかもしれない。大阪において渡辺の地名はたいへんに古く、また渡辺党との関連なども暗示し、私たちの想像力をかき立ててやまないからである。

だが、大阪市内にある全国最大の被差別部落の名称としての「渡辺村」は、一度として公称とされたことがないと思われる。この村に関する最も詳しい史料は『摂津役人村文書』としてまとめられているが、その中に「渡辺村」の名称は一つとして出てこない。町奉行所の側も渡辺村の人々も、ともに「役人村」の名前は

使つたが、「渡辺村」と書いた痕跡はどこにもない。この名前はおそらく、同村の人たちの自称から始まつたものであり、一七世紀初頭から次第に通称となつていった、と私は推測している。

だが私たちは、この村のことを「渡辺村」と呼び続けてきた。そのため、発生した場所を、これまで一般的にそう呼ばれてきた「渡辺」の地の周辺に探すことになつた。だが、本論文で読んでいただいたように、「渡辺」とはかつて、東は天満橋の南北から西は船場北部までを示す大変に広い地域の総称であつた。盛田嘉徳氏は、現在の比較的「狭い渡辺」の地のイメージに引きずられたと推測される。このため、「渡辺村」の発生を、天満橋の北と特定することから研究を始めた。先験的なイメージが、いかに私たちの研究を混乱させてきたか、という事でもある。

こうした思い込みは、これからも「渡辺党」との関係想定する研究などを生み出すかもしれない。しかし、「渡辺村」という名称は、現在の研究段階においては、

船場の津村の南部に「渡辺村(町)」が成立したこととの関連以外、全く出てこなかった。今後も出てこない可能性は高い。したがって私はこれから、「渡辺」という地名にとらわれず、この被差別部落の発生から近世までの歩みを再度、研究・検証しなければならぬと思う。その時間的な方向性は二つある。

一つは同村の起源へと遡る方向である。つまり、エタ村のあった船場津村の周辺は、かつて坐摩神社を中心とする大江御厨おおえみくやという名称の国家的荘園の西端にあっていた。^(註) 今後は、その関連文書を中世に求めることから始めたい。そこに、大阪の他の地と同じように、キヨメを発見できるかもしれない。

また本稿で取り上げた時期以降にあたる二つ目の方向について、「エタ」の人たちが道頓堀南の下難波村領へ再度の集住をしてから木津村へ再々移転する一七〇〇年頃までの歩みを正確に把握するなら、渡辺村の歴史を内部において正しくとらえることができ、さらには大阪の一隅から、近世大阪全体を照射、解明する視

点が生まれて来るだろう。

以上のような見通しを持って、今後の渡辺村研究へ歩んでいきたい。



ここに記した研究結果への判断と評価は、読者にお任せするとして、その論証の過程で、私が絵地図を多用した(とくに右の①④⑤⑥の論証において)ことについて付言しておきたい。

右で使用した絵地図類の多くは、被差別部落の場所を描き込んでいることから、特に関西の図書館で閲覧制限がなされてきたものである。差別的な利用を防止するためである。だがそれは、部落が差別されてきた歴史をも隠蔽することを意味した。このため、差別的利用を規制しつつ学術的な利用を促進する観点から、部落解放同盟大阪府連合会、同浪速支部のご協力を得て開示請求をし、ここに利用することが出来た。関係者の方々に深く感謝したい。

さらに、絵地図の撮影については、文部科学省から

「戦後大阪の都市部落の変容過程に関する総合的研究」に関する大阪市立大学人権問題研究センターへの科学研究費助成（課題番号23330162、二〇一―二〇〇一三年度）を利用するとともに、関西大学人権問題研究室からも助成いただいたことを記して感謝したい。

読者は、本稿を一読し、絵地図にはいかに多くの貴重な情報が盛り込まれているか、これまでの利用禁止が、いかに重要な文化財の死蔵・滅却に等しかったかを御理解いただけたことと思う。とくに絵地図類には、文字資料にない空間的・視覚的な把握の特性があり、これが文字資料と組み合わせられるとき、大きな情報となつて現れてきた。

絵地図資料のもつ空間的・視覚的な把握力と表現力は、以下のようにまとめることができよう。

- 一、空間的把握 形状・範囲・広さ
- 二、関係把握力 位置・方位・距離

三、概念的表現力 色分け・記号化

これらは、特定の事実について、文字情報による把握・表現では困難であったり、時には根本的に不可能な場合さえある。それゆえ、文字情報と結びつくとき、絵図情報は相乗的に大きな力を発揮できることになる。だが、逆にこれが欠けると、文字情報もたらず把握・表現も貧弱な内容となる場合が多い。それは時に、決定的な欠落となる。絵地図の利用制限が学術にもたらすものは、損失以外の何ものもない。

こうした観点から各方面からの支援を受けて市大人権問題研究センター（および私自身）が収集した絵地図類は、現在約二五〇点に及び、本稿で使用したのは、そのごく一部にすぎない（今後の利用提供は、関係機関と協議しつつ、部落問題資料閲覧室（仮称）を通して行う計画である）。

たしかに、絵地図類が差別的に利用される危険性についても、決して軽視してはならないが、そうした利

用は、実は多くの場合、必ずしも簡単ではないことも理解しておく必要がある。たとえば船場にあった渡辺村の場所は、中世の古地図(図4・5・11)からは、きわめて曖昧にしか把握できなかったし、その跡地も完璧と言ってよいくらいすでに消滅し、太閤下水が敷設されていない絵地図から陰画として初めて浮かび上がらせることができたことは、本文の通りである。これらの地図類の公開によって、誰かを現在の部落民と特定し、差別することなど不可能である。下難波村の「かわた村」(図1-2)についても、困難さは同じである。とくに住民の地域移動が活発に行われた戦後の変化により、家族関係は地図類だけから簡単に把握できるものではなくなっている。

そうしたとき、むしろ過去の絵地図類を、差別の歴史に関する不動の証拠物として開示し、啓発のために利用し、差別の最終的解消に利用することの方が大切であり、必要と思われる。



最後に、本稿で利用した絵地図のうち図4・5・11について触れておきたい。これらは「浪速古図」「浪華往古図」などと総称される一連の絵地図(現在全国で一〇〇枚程度の存在が確認されている)に属するものである。その特徴の最大の点は、上町台地を東西に横切って三〜四本の川が描かれていることにある。現代の大阪の地図に見慣れている者にとつて、この地図がもたらす、疑わしさを感ぜさせる最大の点であろう。それゆえに戦前は、喜田貞吉などがこれらを「偽作」と呼び、「好事家の手によりて、想像上より作られ、或いは恐らくは、為にする所ありて故意に偽作または変造せられたるもの」とまで罵倒してきた経緯がある。

ところで、近代的な測量技術の導入は、明治維新以降急ぎ進められ、一八八三(明治一六)年には一等三角測量を開始し、二万分の一地形図(仮製)が大阪府にできるのは一八八五(明治一八)年のことである。その時、喜田は一四歳であった。そして一九二四(大正一三)年には、全国的に五万分一地形図がほぼ完成

する。こうした近代的な測量技術に基づく地図を満喫してきた喜田たちが、また現代人が、これらを「偽作」と疑うのは簡単かつ自然だが、単純に言って、歴史を知らない結果でもある。

歴史上に、かつて「行基図」と呼ばれた日本地図や、南蛮貿易時代の奇妙な世界地図に描かれた日本列島などがある。それらの多くには、現在の北海道が完全に欠けていることなどを知っている者ならば、時代的な制約がいかに大きく地図に表れるかを思い知ることはあっても、それを「偽作」などと簡単に罵倒などはないものである。移動手段と測量技術の未開発にこそ、その原因があることは自明の理だからである。

ところが喜田は、大変優れた歴史家でありながら、東京・京都・東北で主に研究活動をし、大阪の歴史家が抱えてきた大きな疑問——大阪では土地形状への人為的な加工が、近世以降巨大な規模で行われ、中世の地形からは想像すら出来ない状態になったことがもたらした大阪人たちの「過去の地形」への深刻な疑問と

探究心——を素通りしてきた点で、早計な反応であった、と批判しなければならぬ。

すでに、『新修大阪市史』第一巻は、服部昌之「八世紀中ごろ以降における大阪平野の景観変化」などで浪速往古図の読み方に多くの紙幅を割き、大和川の付け替えによる河内平野の変化、大規模な干拓事業による新海岸線の造成、淀川水系への河村瑞賢ほかによる大幅な手入れなどを列挙し、秀吉以降、大阪湾周辺の都市風景が大きく一変したことを踏まえ、「江戸時代における大阪の知識人が考証した、古代難波とその周辺についての歴史地理図として（浪速往古図を——引用者上杉）見直す」⁽²⁾よう提唱した。

そして、右に紹介した上町台地を横切る堀川についても、和氣清麻呂が八世紀に開鑿を試みたと『続日本紀』が記し、「三万人余」を動員して大和川の水を上町台地を横切り西の海へ流そうとした大工事は、結果として「費やすところ巨た、功ついに成らず」（『日本後紀』延暦十八年二月）となったにもかかわらず、『日

本後紀』は当時知られていなかった文献であり（寛政年間一八八九―一八〇に発見された）、当該記述の認識を欠くことにより、「成功」と想定して図示したものであること、そして「一連の難波古図は、近世の大坂人からみた古代中世の難波のイメージ・マップ」ととらえるべきとした。

これを拙稿に引きつけて理解するならば、たとえば江戸初期に画かれた図12-1は、円江以西の海が埋め立てられ、都市化を待つ広範な葭（昔）原の姿を描いている。ここは、その直前まで海だったのである。こうした海岸地形の巨大な変化をわずかでも知っている近世の大坂人は、かつての大坂の絵地図を描くに際し、中世に測量図などなかったのだから、以前の海岸線を大胆に想像・推定して陸地形状を描くほかなかった。

また、海や川での移動が中心だった時代は、海路への関心に基づき、海上での測量技術などほとんどない条件下で、推定により大雑把に陸地を描く手法をとるしかなかった（図11の特徴は、このような見方により

理解できる）。のちに陸路による移動が中心となり、検地なども繰り返され、土地への測量技術が高まる時代には、地図の描き方が一変していったことを、絵地図（図1など）への変化の内に読み取ることができる。

そして上杉和央「近世における浪速古図の作製と受容」⁽⁸⁾は、小野清が収集した浪速古図四三枚をもとに、さらに新発見を含めた二二〇枚を、より具体的に分析し、その形状を三グループ一二種類にまとめた（補図）。そして、各グループは、相互に影響し合いながら江戸中期に「推定・考証図」として新たに描き直されたことを論証した。そうした江戸期の努力の背景には、庶民の旅行熱の高まりと、それに応じた手引き書、名所案内の刊行や歴史的関心の強まりがあったことを指摘するとともに、やはり大坂特有の海岸線や河川をめぐると劇的な地形変化の跡をたどる意識が形成されていたことも指摘した。

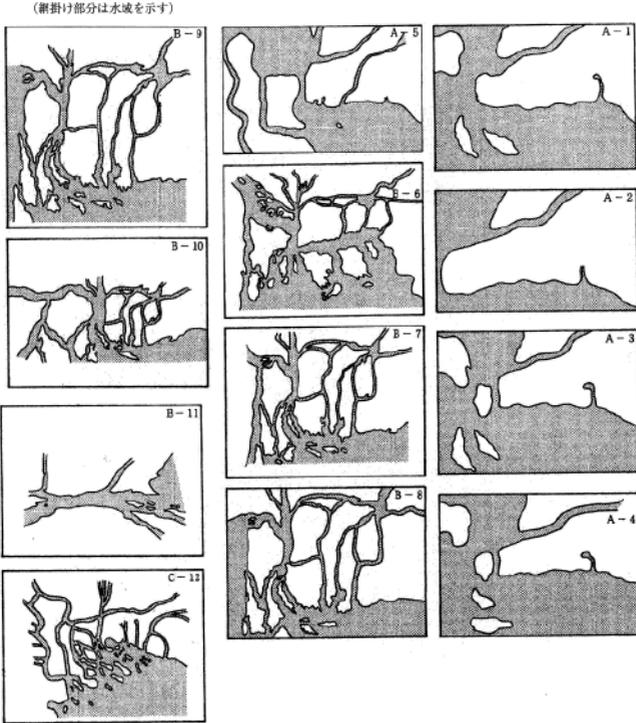
そして同時に氏は、こうした江戸中期に、新たに考証して描き直された図とは別に、手描きによる模写図、

つまり肉筆で転写し、受け継がれていった絵地図図類（これを上杉（和）は『由緒図』と呼んだ）が存在することを指摘した。そして江戸時代、本居宣長・荒木田久

これまでの歴史研究が浪速往古図を扱うに際して、何より問題なのは、そこに描かれた土地形状（海岸線・河川の形）に疑問をもつことから、絵地図の記載すべ

老・森幸安などが、これらを使用して実証的な文献学をそれぞれの立場から追求してきたことも紹介した。その結果、喜田のいう「偽作」という評価を離れ、学術的に様々に利用される含みを以て「浪速往古図」を改めて検討・利用する方向性を切り開いたのである。

拙論は、そうした研究史の中の「由緒図」として、一連の浪速往古図を利用した試みの一つとすることができると言える。その場合、上杉（和）の論考をさらに深化させるためにも、以下のような浪速往古図への理解を提起したいと思う。



補図

上杉和央「近世における浪速古図の作製と受容」
『史林』85巻2号、2002年3月より

てに史料価値がないとまで見なしてきた。

だが、とくに上杉（和）の研究が明らかにしたように、描かれた陸地の形状には、いくつかのパターンがあり、それらは絵地図を作成する時点で、各作図者が独自に地形を検証して描いたようなものではなく（当然にも、当時、地質学や考古学などによる検証方法など無い）、換言するならばたとえば所与の「白地図」のようなものとして使用したのであり、^(四)そうした時代ごとの「フォーマット」（書き込み形式）の上に、自らが研究・考証した陸地内の情報（寺院・屋敷地など）を描き入れたものと考えられる。今日においてさえ真偽を確認しようもない海岸線や河川のかつての不正確にみえる形状図の上に建造物などが描かれているからといって、当時研究に基づいて考証し、そこへ描き入れた寺院や神社などに関する歴史的な検証までをすべて疑うなら、描き入れられたものは——例えば四天王寺も天満宮も、また石山本願寺も——すべて存在しなかった、と否定するしかなくなる。絵地図の学術的な

活用には、時代が持つ実証力の限界を正しく評価する力も試されている。

したがって、図4-1「浪華三津之浦図」をはじめとする六枚の絵地図の真偽は地形図と切り離し、そこへ独自に描き入れられた情報を検証すること自体が求められていると理解するのである。

こうした意味から私は、本稿において、距離・縮尺・方位などが実測・記載される以前の地図をすべて、「絵地図」の語で一括してきたのであった。了

追記 本文において私は故盛田嘉徳氏のみを敬称を付した。余計な配慮であったかもしれないが、私の部落中世起源説は、盛田氏から学んだものであり、負うところは極めて大きい。渡辺村研究においても、あの時代に、お一人でここまでよく歴史的事実の発掘につとめてこられた。氏（師）の導きがなければ、私は拙稿をまとめることはできなかった。要は、研究の時代的制約である。拙稿最後の註部分で、師を批判した箇所まで、私の内部から盛田氏への敬意が消えることはなかった。尊敬すべき師へ、改めてここに深い感謝を捧げたい。

大阪渡辺村発生期の年表

2019.9.15 上杉聰作成

\$ 撰 = 「役人村由来書」、\$ 来 = 「西浜町の来歴」
 > = 以下の記載は渡辺村に直接関係する事項

1280 (弘安年間)	「キヨメをエタ (穢多) と云ふは何なる詞ぞ」(「塵袋」)	
1284 (弘安7)	住吉社内に死体あり「清目の輩」に取り除かせる (「勅申記」)	
1420 (応永27)	河内教福寺における弓矢的張りにつき「穢多これを張る」記録 (「月行事日記」)	〔渡辺村〕 (津村期) 中世期200年以上
1540 (天文9)	> 河原者・弥次郎が石山本願寺へ帯・緒 <small>オビ</small> 大を献上 \$ 撰 p.5	* 大江朝野 (坐摩) 領内にあ る津村に「エタ村」の絵地 図が記載される
1569 (永祿12)	篠原長房が擧でキリシタン宣教師をエタへ引き渡す (フロイス「日本史」)	
1570 (元亀1)	本願寺顕如対信長の石山合戦始まる	
1573 (天正1)	信長、將軍足利義昭を追放し、室町幕府を滅亡させる	
1576 (天正4)	> 「木津えつたが城より一揆ども競ひ出で」(「信長公記」)	〔石山合戦配陣図〕
1580 (天正8)	本願寺顕如、信長と和睦	
1582 (天正10)	本能寺の変	
1583 (天正11)	大坂城築城を開始 (～1596)、翌年に秀吉、大坂城へ入る	
1585 (天正13)	「天王寺あへの」で一向一揆勢の首を晒す、本願寺が天満へ移転 (天正19に京都へ移転)	
1594 (文祿3)	大坂城惣構 (そうがまえ) の建設開始 (～1596)	
1598 (慶長3)	惣構内に三の丸建設開始～大坂町中屋敷替え、坐摩・生玉神社を惣構外部へ移転、秀吉没	(分住期) 秀吉以来20～30年間
1599 (慶長4)	> 渡辺村、市内各地へ分住。徳争寺が船場・渡辺筋に開基 \$ 撰 p.40	* 天満・福島・渡辺・博労・ 三ツ寺へ、断罪役 \$ 撰 p.123
1600 (慶長5)	関ヶ原の戦い	
1603 (慶長8)	家康、征夷大將軍に > 正宣寺が渡辺筋に開基 \$ 撰 p.69	* 船場以南6カ所の記述も \$ 来
1615 (元和1)	大坂夏の陣～徳川治世へ、道頓堀の開通	↓

- 1616 (元和2) 北町組の惣会所成立
- 1619 (元和5) 大坂は幕府直轄都市に～町奉行 (東・西) 設置される～断罪役と革問屋許可 \$ 来
 * 元和期に幸町 (桜川) ～ \$ 撰 / 来
- 1622 (元和8) >この頃、渡辺村が下難波村 (幸町裏) ～再結集を開始 (7,550坪無年貢地) \$ 撰
 道頓堀非人村が成立
- 1634 (寛永11) 徳川家光来坂、「大坂三郷が成立」>改めて断罪役 (草履・半纏献上)
- 1637 (寛永14) 島原の乱起こる
- 1643 (寛永20) 田畑永大売買の禁など「土民仕置」
 1655 (明暦元) 「大坂三郷町絵図」
- 1656 (明暦2) >渡辺村へ5,680坪を増地 (年貢地) し計6町、合計13,230坪 (4町4反1畝) \$ 撰 p.124
 1668 (寛文8) ～ 1676 (延宝4) 「大阪町中並村々絵図」
- 1677 (延宝5) >渡辺村に検地 (年貢地4,908坪のみ)
- 1684 (貞享1) 河村瑞賢による淀川—安治川治水工事 (～1687年)
- 1692 (元禄5) >人口840人
- 1698 (元禄11) 河村瑞賢による第2期淀川治水工事 (～1699年) >渡辺村に替地命令
- 1701 (元禄14) >移転先が変更され木津村字堂面へ移転開始、13,230坪 \$ 撰 p.141ほか
- 1706 (宝永3) >字堂面への移転完了、「渡辺村」を名乗る (全志 p.664) 1706年 (宝永3) 「官正大坂図」
- 1707 (宝永4) 大地震と津波の襲来

〈木津村期〉以後、現在まで



渡辺村研究史年表 (中世～近世前期の渡辺村に関係するもの)

- 1895 (明28) .5 占部豊次郎「大阪渡辺村」『商業資料』第2巻第3号
- 1901 (明34) .2 柳瀬勁介『社会外の社会 穢多非人』(大学館刊、稿本は1895頃)
- 1902 (明35) .10 冷々生 (永江為政)「一種の社会」『大阪毎日新聞』
- 1903 (明36) .4 大阪府編『大阪府誌』第4巻、
- 1911 (明44) .9 大阪市編『大阪市史』全8巻
- 1915 (大4) .1 西成郡役所編『西成郡史』
- 1922 (大11) .- 井上正雄『大阪府全志』巻の2
- 1950 (昭25) .11 上田正昭「撰津木津村文書」『月刊部落問題』第19号
- 1956 (昭31) .6 盛田嘉徳『撰津役人村文書』前編 (謄写印刷板)
- 1957 (昭32) .7 盛田嘉徳『撰津役人村文書』後編 (謄写印刷板)
- 1959 (昭34) .12 中西義雄「都市部落の生成と展開」『部落問題研究』第4輯
- 1968 (昭43) .3 上田官治「撰津渡辺村の歴史」(1)『部落問題研究』第22輯
- 1970 (昭45) .3 盛田嘉徳『撰津役人村文書』大阪市浪速同和教育推進協議会刊
- 1970 (昭45) .7 上田官治「撰津渡辺村の歴史」(2)『部落問題研究』第27輯
- 1982 (昭57) .9 内田九州男「大坂三郷の成立」『大坂の歴史』第7号
- 1983 (昭58) .7 大阪市史編纂所『古来より新建家目論見一件』
- 1987 (昭62) .2 大阪市史編纂所『安井家文書』

- 1987 (昭62). 6 内田九州男 「大坂四ヶ所の組織と収入」『ヒストリア』第115号
- 1989 (平1). 3 寺木伸明 「近世部落の成立」『新修大阪市史』第3巻
- 1989 (平1). 8 内田九州男 「城下町大坂の誕生」『まちに住まう』平凡社
- 1995 (平7). 11 のびしょうじ 「かわた役負担論の射程」『新修大坂の部落史』上巻
- 1995 (平7). 12 久保和士 「近世大坂の骨細工」『動物と人間の考古学』真陽社、1999.12
- 1997 (平9). 10 寺木伸明 「撰津役人村の木津村への移転の時期と移転先の状況について」『部落解放研究』第118号
- 1997 (平9). 11 中尾健次 「渡辺村の成り立ち」『渡辺・西浜・浪速』解放出版社
- 1998 (平10). 3 久保和士 「動物遺体からみた町場縁辺の開発」『動物と人間の考古学』(前出)
- 1999 (平11). 3 松尾信裕 「船場地域における大坂城下町下層の遺跡」『大阪市文化財協会研究紀要』第2号、1999年3月
- 2001 (平13). 3 八木 滋 「安井家文書からみえる難波村時代の渡辺村」『大阪市立博物館研究紀要』第33冊
- 2002 (平14). 11 寺木伸明 「撰津国西成郡下難波村時代の渡辺村と木津村への移転」『太鼓・皮革の町』解放出版社
- 2002 (平14). 11 中尾健次 「古地図から見た渡辺村の変遷」『同上』解放出版社
- 2004 (平16). 9 松尾信裕 「大坂城下町跡の自然地理的背景について」『大坂城下町跡』Ⅱ、大阪市文化財協会
- 2004 (平16). 9 松井章他 「大坂城下町跡出土の動物遺存体の分析」、同前
- 2005 (平17). 1 覆山洋他 「一撰津地域」『大阪の部落史』第1巻／資料編、解放出版社
- 2007 (平19). 6 のびしょうじ 「難波村時代の渡辺村」『被差別民たちの大阪』解放出版社
- 2019 (平31). 3 丸山真史 「大坂城下町跡OJ17-5次調査で出土した動物遺存体」『大坂市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』(2017) 第1分冊、大阪市教育委員会他

(1) 現在「大阪」と文字表記する地名は、江戸時代まで一般的に「大坂」としていたが、本稿では、文脈により両表記を適宜使い分けて併用する。また「渡辺村」という村名は、一六〇〇（慶長五）年まで遡ることを確認できるが（『西成郡史』口絵、一九一五年一月）、當時は必ずしも被差別部落のみを示すものではなかった。被差別部落単独の村名となるのは一七〇六とされる（本稿註(97)）が、根拠は示されていない。『摂津役人村文書』にみえる公称は「役人村」ないし「穢多村」である。古い絵地図には一六〇〇年代初頭に部落としての「渡辺村」が始め、以後「自称」ないし「通称」として「渡辺村」の名が使われたと推測される。

(2) 「西浜（濱）町」の名称は、一八八七（明治二〇）年一月一日、「府下摂津国西成郡栄町・洲崎町・穂波町・入江町・千里町・葉摘町・霧島町・野上町・藻刈町・七瀬町（計一〇町）を合併し、自今西濱町と改称す。大阪府」とされて以降のことである。

(3) 阿部正蔵「諸式取締方の儀に付き伺い奉り候書付」（天保一三年三月）は『大阪市史』第五（巻）（一九一一年九月、清文堂出版）所収。

(4) 部落史研究の始まりについては、拙著「部落史研究の『学問』としての進歩と退行について」（『部落解放論の

最前線』解放出版社、二〇一八年二月所収）を参照されたい。これまでは、久米でなく喜田貞吉が「部落史研究と本格的に取り組んだ：戦前における唯一の歴史学者」（『世界文庫』『特殊部落研究』への成沢栄寿による解説）とされ、あるいは「部落史研究の先覚者」（『部落問題事典』一九八六年九月）、「学問的な部落史研究の出発点」（小林茂「部落史研究にあたって」『部落史研究ハンドブック』雄山閣、一九八九年六月）とまで評価されてきた。だが、これらは研究史の把握を欠いており、たんに執筆論文数の多さに目を奪われているように思える。たしかに喜田自身、部落史に関して膨大な著作を残したが、当然にも彼へと至る研究に支えられており、彼だけの成果とすることはできない。近年、部落史の研究史をまとめた力作「部落史研究からの発信」計三巻も刊行されたが、その冒頭にある「総論」は、「戦後の歴史学と部落史研究」という副題であり、喜田のみならず、戦前の研究そのものに全く触れていない不十分なものとなっている。学問にとつて必須である全体性を得るためには、久米から始まる、研究史の面での総合的な把握が不可欠と考える。

(5) 本稿の末尾に収録した「渡辺村研究史年表（中世）近世前期を研究対象にしたもの」を参照されたい。永江は大阪毎日の記者であり、占部は彼の働きかけにより

- 『商業資料誌』の編集者となった人物であり、柳瀬は元教員で、『社会外の社会 穢多非人』の著者であった。
- (6) 自由民権運動と渡辺村の繋がりについては拙著『これぞなっとく！ 部落の歴史』一三二～一三四頁を参照。
- (7) 部落の京都から全国への拡大については、拙著『これぞわかった！ 部落の歴史』六八～七五頁。
- (8) 部落のキヨメとしての発生から京都―奈良への波及については、前註の拙著六〇～六八頁。
- (9) 叡福寺に近い富田林の部落では、天文七（一五三八）年の銘のある供養塔が発見されている（田村賢一「大阪府富田林市富田地区の歴史概観」『部落解放研究』第二一〇号、二〇一九年三月）。
- (10) 『大阪の部落史』第一巻資料編、解放出版社、二〇〇五年一月、三頁、一一一頁以下の「東遺跡」参照。なおこの嶋村は、すでに十三世紀末に存在が確認できる非人系鶴原宿の北側に位置している。
- (11) この考古学的手法による動物遺体の年代測定と分析手法は、動物考古学からの歴史学への接近として初めて「大阪の部落史」に採用されたもので、ゆるぎない年代測定と物的証拠による考証を可能にする学問的方法として注目される。もちろん、文献資料と照合し、合わせて批判的に分析し総合すれば、より力を発揮するものだが、部落史の資料は特に中世期には量的に不足す

大阪渡辺村の発生期について

- るところがあるため、それを補う重要な方法となった。
- (12) 『京都の部落史』3（三〇八～九頁）には、訳文が掲載されており「頸（な）に鉄の枷（か）を懸け、手足を縛し動くこと能はざらしめて重罪牢に入れ、番人の紙墨を彼に与ふることを禁じ、食物も大いに制限せり」とある。
- (13) 盛田嘉徳編集解説『撰津役人村文書』大阪市浪速区同和教育推進協議会、一九七〇年三月、五～六頁。
- (14) 『証如上人日記』の本文引用箇所の前前には「住吉/長井（の）宿、弦（な）十張りこれを上げる…」とあり、住吉における領地と賤民（夙非人）の支配が長居へまで広がっていたことを示している（『大阪の部落史』第一巻、二二二頁）。
- (15) 拙著『これでわかった！』八七～八八頁参照。ちなみに「穢多」「河原者」に加えて「屠者」も互いに名称が入れ替わる関係にあった。戦国期にはさらに「かわた」がそこに加わることは、同書二二八頁参照。
- (16) 大村拓生「平安時代の摂津国衙・住吉社・渡辺党」（『難波宮から大坂へ』和泉書院、二〇〇六年三月）の研究によると、住吉大社がそれまで持っていた国家（京都）との強い結びつきは、すでに一一世紀末から水運・交通の変化を背景に、渡辺党・坐摩神社によって揺るがされ始めていたことがうかがえる。
- (17) 「初発言上候帳面写」（『大阪市史』第五）、『新修大阪市史』第三巻。

- (18) 『大阪府の地名』平凡社、一九八六年二月には「人別帳は天満組に指し出し、三郷構成員として扱われていた」〔渡辺村〕の項、七〇三頁)、また「角川日本地名大辞典」27 大阪府「わたなべむら」の項に「大坂三郷付属地…このため『天保郷帳』にはその名を見ず」とある(上杉―だが「木津村」と「木津村枝郷皮多村」は川辺郡の方に分類され掲載されており、執筆者が見落としたものである)。「新修 大阪府史」第三卷(一九八九年三月)も「近世には大坂三郷天満組の付属地として：撰津役人村と称せられた渡辺村」としている(八二四頁)。また、浪速の部落史をまとめた『渡辺・西浜・浪速』一九九七年一月、「史料集・浪速部落の歴史」二〇〇五年三月(八四四頁)なども同じである。
- (19) 被差別部落と関係しそうな地名として、「渡辺」をはじめとして「毛皮屋町」「革屋町」「骨屋町」などの町名を本文で想定したが、それらは天満組でなくむしろ北組に集中している。こうした町名が天満組にまったく見えないことは、天満と想定した盛田氏の当初の見込み自体が早計ではなかったかと、まず疑念を持たざるを得ない。
- (20) 渡辺村を天満組の「付属地」とする記載は盛田論文に見えないが、前註(18)にみえる。
- (21) 三郷の惣会所に残されていた記録を元に宝暦三(一七
- 五三)年にまとめたもので『大阪府史』第五(七九頁以下)に所収。
- (22) 『撰津役人村文書』には、天満御堂(興正寺)が「天満七丁目」の「属地」であったとしている(二三三頁下段)ので、氏はこれを「天満説」の根拠としているものかもしれない。だが、天満御堂周辺の原史料に、それらしい記載はまったく見えない。
- (23) 大阪歴史博物館蔵
- (24) 大分県臼杵市教育委員会蔵
- (25) たとえば中尾健次「古地図から見た渡辺村の変遷」『太鼓・皮革の町―浪速部落の三〇〇年』(解放出版社、二〇〇二年一月)は、「元和七年(一六二二)の時点で、すでに渡辺村は、難波村(現桜川・幸町―上杉)へ移っていたと推定される」(二六頁)とし、同書に収録された寺木伸明論文も同じである。
- (26) 大阪府立中之島図書館蔵。翻刻は『大阪府全志』二卷、一九二頁以下。
- (27) 有坂隆道他編『大坂町鑑集成』清文堂出版、一九八二年に収録。
- (28) 一七六五年以降の三郷の町名は、『大阪府史』第一、八八八―八九八頁に、全町名が五〇音順で町組名と共に記載されている。
- (29) 北組・南組の二組の分類は記号で明示しているが、天

満組の分類記号の記載を欠いている絵図を省き、三組を明示し、なおかつ渡辺村をかなり正確に描いた絵地図は、本文中で紹介した二点を含めて所蔵機関順に、また同一所蔵機関内ならば年代の順に記すと、国立国会図書館に「大阪町中並村々絵図」、国立公文書館には「官上大坂地図」、大阪府立中之島図書館には「文化三・三 増脩改正摂州大阪地図」「天保一五・八 増脩改正摂州大阪地図」、大阪市立中央図書館に「官上大坂地図」「摂州大阪地図―増脩改正―(文化三)」「摂州大阪全図―文政新改―」「摂州大阪全図―文政新改―(*色付)」「摂州大阪地図―増脩改正―」「摂州大阪全図―天保新改―」「摂州大阪地図―増脩改正―(天保一五)」「摂州大阪大絵図(弘化)」などがある(タイトル標記は各所蔵機関にしたがった)。

(30) もうひとつ、これは推測であるが、『大阪府全志』巻之二が渡辺村を「天満組の付属」(六六四頁)と突然、何の文脈も史料も示さず簡単に書いていることも盛田氏の「根拠」のひとつとなったかも知れない。盛田氏も『全志』も、被差別部落を権力(武家)の支配を受けつつ、もういっぽうで社会から差別を受ける矛盾・複合した存在として把握することに欠けており、その事が、部落はどこかの町組に必ず属す、とだけ考えることにつながり、この誤りの根拠となった可能性を考える必

大阪渡辺村の発生期について

要がある(拙著『これでわかった! 部落の歴史』五四―五五頁「社会外」の正確な意味」参照)。

(31) 『摂津役人村文書』一二七頁以下に所収。

(32) 「仏照寺」は、本文で後述するように「興正寺」と「仏照寺」の二つの寺名をあわせたものか。

(33) 柳瀬勤介は、一八六八(明治元)年に九州に生まれて同地に育ち、青年期に東京で学んだ。したがって近世大坂の状況について疎かつたと思われる。

(34) 書籍としての『摂津役人村文書』には、史料としての「摂津役人村文書」(史料そのものにこのタイトルはなく盛田氏が命名)以外にも、比較的信頼に足るものを「附録」とし、七点の史料を掲載している。

(35) 「役人村由来書」の解説は、『摂津役人村文書』一二七―一四四頁において、氏の「天満説」を述べている。

(36) 同右二二三頁下段。

(37) 『摂津役人村文書』六頁。これは「由来書」が、本文に書いたように文久二年に記されているため、盛田氏は幕末までそうであったと考え、「終始一貫」としたのか。

(38) 盛田嘉徳『摂津役人村文書』後編10の史料の前半、一八五―一八九頁に収録。

(39) 同右史料後半、一八七―一八九頁

(40) 『大阪市史』第五、二四六頁以下、また大阪市史編纂所『大阪市史史料』第四一輯にも所収(七二頁上段)

- (41) 『大阪市史』第一(明治四四(一九一一)年九月)、四八七頁。
- (42) 同右註。
- (43) 『新修大阪市史』第三卷、三三二頁。
- (44) 以下、本願寺の記述は『新修大阪市史』第二卷、六七〇頁以下。
- (45) なお興正寺は、その下寺として穢寺を各地に六カ寺もつ上寺でもあるが、五カ寺が奈良、一カ寺が広島にあるのみで(山本尚友『被差別部落史の研究』岩田書院、三〇四～三〇五頁)、渡辺村内の寺の上寺は、すべて万宣寺と考えられる(左右田昌幸『渡辺村真宗史』に向けての覚書)『太鼓・皮革の町―浪速部落の三〇〇年―』解放出版社、二〇〇二年一月)。したがって、寺院関係のルートで渡辺村から興正寺に何らかの文書が宗教行政的に届けられることもまたありえない。
- (46) 左右田昌幸氏(『史料集 浪速部落の歴史』全八四一頁のうち大半を占める本願寺史料の翻刻を担当)の御教示による。また寺木伸明氏も「穢多/役人村」の人物帳については「大坂御番所(町奉行所のこと―上杉)御支配に付:当(木津)村には相構い御座無く候」とする史料を示しておられる(寺木伸明『近世身分と被差別民の諸相』解放出版社、一二二頁)。
- (47) 前出の「寺社方役儀勤書」『大阪市史料』第四一輯、七二頁上段～下段。
- (48) 『大阪市史』第四下、二二六〇九頁。
- (49) 前註(47)の史料中にある「大坂御番所」が「大坂東西町奉行所」を指すことは、『撰津役人村文書』一二三頁上段に大坂奉行所を「東西御番所様」と呼んでいることなどを参照。
- (50) 部落解放研究所編『史料集・明治初期被差別部落』解放出版社、一九八六年三月、二〇二頁。
- (51) 『商業資料』第二卷三号(一八九五(明治二八)年五月)。「撰津役人村文書」(二二二頁以下)に「附録」として採録され、『日本庶民生活史料集成』第一四卷、三一書房(一九七一年五月)にも収録されている。
- (52) 盛田嘉徳「大阪西濱町の沿革と産業」補注5(日本庶民生活史料集成)第一四卷、四二二頁)。
- (53) 松尾信裕「豊臣氏大坂城惣構の町割」『大坂城跡Ⅶ』大阪市文化財協会、二〇〇三年七月、趙哲済・松尾信裕「遺構と遺物の検討」『大坂城下町跡Ⅱ』同前協会、二〇〇四年九月、三四七～三五六頁、松尾信裕「上町台地周辺の中世集落」『難波宮から大坂へ』和泉書院、二〇〇六年三月など。
- (54) この考古学の分野は、動物の種類や骨の部位の特定などに専門的な知識を必要とするため、一九九三年に動物考古学研究会が発足し、二〇一三年に日本動物考古

学学会と名称を改め、紀要『動物考古学』を刊行し続けている。

(54) 松井章「動物考古学からみた中世の動物利用」『動物と中世』(高志書院、二〇〇九年七月、二二～二三頁)。なお松井氏が挙げた論文は前川浩一「東遺跡の中世集落跡」『大阪の部落史通信』二号と積山洋「考古学から探る被差別民の歴史」『考古学研究』四八―二(いずれも二〇〇一年)であるが、『大阪の部落史』第一卷(資料編)に一〇〇頁余にわたり、「考古」の部を加え、第十卷(本文編)に古代・中世を考古学から検討する二章を割いたことも「重大な成果」に該当する。

(55) 久保和士「櫛払」「葦火」大阪市文化財協会、第四六号、一九九三年一〇月(後に久保著『動物と人間の考古学』真陽社、一九九九年二月に所収)

(56) 各遺跡の考古学的な分析については、久保和士「近世大坂の骨細工」(一九九五年二月の第七回関西近世考古学研究大会「近世都市と産業」発表要旨(前註にある「動物と人間の考古学」所収)、丸山真史ほか「大坂城下町における骨細工」『大阪歴史博物館研究紀要』第七号、二〇〇八年一〇月、清水和明ほか「中央区道修町三丁目における建設工事に伴う大坂城下町跡発掘調査(OJ11-5)報告書」『大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書(二〇一一)』大阪市教育委員会、二〇

一三年三月。久保和士「龍造寺町の骨細工」「葦火」大阪市文化財協会、七四号、一九九八年六月(前出「動物と人間の考古学」所収)。

(57) 山本幸司「穢と大祓」(平凡社選書、一九九二年一〇月)二〇頁以下には、「小右記」「中右記」などをもとに「白骨なら忌む必要はない」とされた例を挙げている。

(58) 『古版大阪案内記集成・翻刻・校異・解説・索引』(和泉書院、一九九九年二月)に翻刻された「懐中 難波すずめ」などに記載されている。

(59) 「大坂之図」(大分県臼杵市教育委員会蔵)には「北かわや町」「南皮や町」とあり、「大阪町中並村々絵図」(国立国会図書館蔵)には南北の「葦屋町」とある。

(60) 清水和明他「中央区日本橋一丁目七・二七・八一―三における建設工事に伴う日本橋二丁目所在遺跡発掘調査(NP15-1)報告書」『大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書(二〇一五)』二〇一七年三月。丸山真史氏の御教示による。

(61) 骨細工遺跡の分析から渡辺村との関係を最初に示唆したのは久保和士「住友銅吹所出土の動物遺体」『住友銅吹所跡発掘調査報告』大阪市文化財協会、一九九八年三月であろう(前出「動物と人間の考古学」所収)。

(62) 松尾信裕「船場地域における大坂城下町下層の遺跡」『大阪市内埋蔵文化財研究紀要』第二号(一九九九年三月)

は、この動物遺跡の発掘と「渡辺津」の関連に言及しており、宮路淳子・松井章「大坂城下町跡出土の動物遺存の分析」『大坂城下町跡Ⅱ』大阪市文化財協会（二〇〇四年九月）もこの点に触れ、「中世集落において水際に面した一角で、牛馬解体が行われたことを示している」と指摘した。さらに積山洋氏により「大阪の部落史」第一巻資料篇三〇頁以下において同遺跡が紹介されて、部落史研究分野へ大きな衝撃を与えた。

(64) 前出の久保和士「住友銅吹所出土の動物遺体」。

(65) 「中央区久太郎町四丁目68-5における建設工事に伴う大坂城下町跡発掘調査（OJ17-5）報告書」における丸山真史氏による「3）大坂城下町跡OJ17-5次調査で出土した動物遺存体」部分（『大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書（二〇一七）』第一分冊、大阪市教育委員会、二〇一九年三月所収。註105）に再記した。なお、この遺跡については、積山洋氏からもご教示を得た。

(66) 盛田氏が『西成郡史』を読んでいたことは、『撰津役人村文書』に少なくとも二箇所を確認できる（5・9頁）。本文の引用は、西成郡役所編『西成郡史』一九一五年一月、二二一頁から。同書には、執筆者の代表として平木安蔵の名がある。

(67) 屠者・穢多・革多などの関係については拙著『これ

わかった！』八八頁資料④、二二〇～二二三頁を参照。

(68) 「撰津志」は、江戸幕府による最初の官選地誌。正式名称を『日本輿地通志畿内部分』（別名「五畿内志」）とし、その撰津の部分をごう呼んだ。一七三四（享保一九）年に成稿、翌年から翌々年にかけて木版で刊行。並河誠所が編集にあたり、各地を巡歴して実地調査をするとともに古文書や伝承などを収集、それらを根拠として執筆したため、「現在もなお十分に利用できる史料として尊重されている」（『国史大事典』吉川弘文館）とされる。

(69) 『大日本地誌体系34 五畿内志・泉州志 第一巻』二七七頁ここに言う「渡辺橋」とは、現在の大阪駅の南、また肥後橋から北に位置する渡辺橋とは全く異なるもので、中世から戦国期までの一時期、淀川（大川）に架かっていたことの確認できる大橋である（場所は、図1の四本の橋のうち右から二番目と三番目の中間付近）。中世には、この橋を南北に挟んで武士団の渡辺党がいたことで知られ、さらにその南方に石山本願寺と寺内町が築かれ、一向一揆の主戦場となった場所でもある。

(71) 御霊神社が配布している由緒書「浪速の氏神御霊神社」には「当神社は：旧撰津国津村郷の産土社」であり、「創立は、太古大阪湾が深く入り込んで海辺はぬかるみ、芦・荻が繁茂して圓江（つぶらえ）と云い円形の

- 入江に創祀された圓(つぶら) 神祠に始まり、嘉祥三年(八五〇)の「文徳実録」に、八十島祭(やそしまのまつり)の祭場が圓江(つぶらえ)で、そこに創祀されたのが圓神祀とされ、八百年代後半の創建とされています。上古天皇御即位の大嘗祭につづく八十島祭(やそしまのまつり)に預かり給い、後に土地が次第に固成して村を形成し、その名も津村(つむら)と転訛しました」とある。圓江にあつたもとの神祠の跡は、現在の靱公園内の東南端であるとされ、「靈宮旧蹟」の碑が「ぎこば」の地名由来の揭示と共に保存されている。また由緒書は、「文祿三年(一五九四)、境内の小祠乾八幡宮と源正靈神とを本殿に合祀して圓江(つぶらえ、現在の靱)から現在地に鎮座しました」ともしている。
- (72) 前出『日本庶民生活史料集成』第一四卷、三二書房(一九七二年五月)四一〇頁上段に、「大阪西濱町の沿革と産業」の解題に記述されている。
- (73) 今は「いかすり」とされるが、かつての延喜式には「さかすり」とある。

(74) 註(53)にある趙・松尾「第Ⅵ章 遺構と遺物の検討」、松尾「上町台地周辺の中世集落」。

(75) 前出の松井章「動物考古学からみた中世の動物利用」『動物と中世』(高志書院、二〇〇九年七月)は、大阪湾内の芦屋市若宮遺跡、尼崎市大物遺跡などの考古学

大阪渡辺村の発生期について

的調査をもとに、「中世の斃牛馬処理に携わった人々の遺跡は…大阪湾の浜地でみるような農耕に適さない海岸近くの湿地に残り、関西ではそのまま現代の被差別部落に継続する例が存在する」(四四頁)としているが、渡辺村もそうした環境と結びつき発生・継続した例の一つと考えられる。

(76) 本船場町は、実際に存在したか確認できていない。

(77) 『大阪市史』第五、一頁。ただし「大坂濠觴書一件」は、築城開始を天正十一年と誤記している。

(78) 右『大阪市史』第五、六頁。

(79) 『撰津名所図会大成』二、同朋舎、一九七六年。

(80) 一九三六年に官幣中社坐摩神社社務所発行となつて

いる。

(81) 『義演准后日記』第二(史料纂集)『続群書類従完成会、一九八四年二月)には、生玉神社の神宮寺である法案寺に対し秀吉の側近/小出秀政から「去年、新地相渡し、之を引き渡す」(慶長四年一月一日の条)とし、同四年に「生魂明神」の屋敷地を、「天皇寺^上迎へ引き移されりぬ」としているので、同神社の城郭外への移転は同三、四年のことと考えられる(『大阪府の地名』平凡社、一九八六年二月、生國魂神社の項にも解説)。北御堂の開設については「慶長三年大坂御坊移徒御法事記」(龍谷大学図書館蔵)が唯一の資料とされるが、

- 移住がいつ開始されたかは書かれていない。『増補津村別院誌』は移転開始を慶長二年としているが（巻末の年表も同じ）、資料的根拠が示されていない。後世（寛文七年）の資料から計算し「七一年已前」を数えて慶長二年としたもので（一七七頁）、数え違いの可能性が高い（七一年前は慶長元年）。むしろ右『別院誌』が「慶長三年（十一月に）移徒遷仏の式を挙げるといえども構造未だ完からざるものあり」としていることから、当初は急造の坊舎であったことが考えられ、同年中に仮造したことも想定すべきだろう。なお慶長三年説は、『新修大阪市史』第三巻も採用している（二一九頁）。
- (83) 寺院については内田九州男「城下町大坂」『日本名城集 成大坂城』小学館、一九八五年四月、一六七～一六八頁参照。神社も仁徳天皇社と坐摩神社が同じ頃に集住させられている。
- (84) 「フランシスコ・パシオ師による『太閤秀吉の臨終についての報告』（フロイス『日本史』2、中央公論社、附録）『倭台武鑑』所収。詳しくは渡辺武「豊臣時代大坂城の三の丸と惣構について」『難波旧址の研究』第七、一九八一年三月参照。
- (86) 松尾信裕「豊臣期大坂城の規模と構造」〔『大阪市文化財論集』一九九四年一〇月〕
- (87) 黒田慶一「慶長大地震と町中屋敷替え」『豊臣大坂城』
- 新潮社、二〇一五年四月、一一六頁。
- (88) 同右、一一六～一一八頁。
- (89) 前註（84）に同じ。
- (90) 「大坂光徳寺縁起」
- (91) 「杉谷伝承記 十一代乗教師真筆」
- (92) 四次にわたる豊臣大坂城の建設工事の全容解明は、戦後の大阪城研究による大きな成果であり、その詳細は『新修大阪市史』第三巻（第一章第二節・第五節、一九八九年）などにまとめられている。
- (93) 内田九州男「城下町から天下の台所へ」『まちに住まう』大阪都市等協会編、一九八九年八月。同「船場の成立と展開」『ヒストリア』第一三九号、一九九三年六月など。
- (94) 前註に同じ。
- (95) 松尾信裕「船場成立以前」『ヒストリア』第一三九号には、弥生時代以降、中世に至るまで人々が生活してきたことを確認できるが、中世まで「船場地域では確実な遺跡は少ない」としている。
- (96) 森毅「豊臣期から江戸期にかけての船場の考古学的調査」第一三九号は、石山本願寺期に道修町に町場がようやく形成されはじめることは確認されたが、「四〇間四方の町割が形成されるのは豊臣後期（大坂城三の丸建設後）であった、と結論づけている。
- (97) 『西成郡史』グラビア四頁。ただ、被差別部落の名称と

して今も使われる「渡辺村」は、一七〇六(宝永三)年、同村が木津村字堂面へ移転を完了して後に自称した村名とされている(『大阪府全志』巻の二、六六四頁によるが、根拠は示されていない)。ただ、その頃までに船場に形成された「渡辺村」は、周囲の市街地化にともない、すでに「渡辺町」へと名称を替えて九〇年以上経っていたと考えられ、「渡辺」の地名に「村」を付けることについてならば、もはやどこからも問題にされないと判断されたのかもしれない。だがここには、本文で後述するように、重要な論点が含まれている。

(98) 『新修大阪市史』第三巻、一三三三頁。

(99) 『大阪府全志』巻の二、三〇三・三四七頁。

(100) 『大阪府全志』巻の二、三六二頁。

(101) 『難波別院史』難波別院史編纂委員会編、一九七八年一〇月、二三～二五頁。

(102) 内田九州男「城下町大坂の誕生」『まちに住まう——大阪都市住宅史』平凡社、一九八九年八月、一〇八頁。ただ内田氏は、「大阪町中並村々絵図」の作成を承応三(寛文五年)としており、これは誤りである。同絵図には大坂町奉行の彦坂壱岐守(在任一六六一～七七)・石丸石見守(同一六六三～七九)の名前が記されており、伏見屋四郎兵衛町(開発一六六一～七三)も見えること、新町遊郭に一六六七年に造られる五門があることが上

限となり、下限は中島水道(完成一六七八)、九条に安治川(完成一六八四)、勘助島新地(完成一六八七)などが無いことから、成立は一六六七～一六七八年の十一年間に絞り込まれるからである。

(103) 山野寿男「胥割り下水の研究——近世大阪の水道——」(私家版、二〇〇七年六月)には、発掘検証された三例が紹介されている(六七頁)。当時、フランスで地下に下水道が2・2km程度造られたが、太閤下水は露天掘りとはいえ20kmに及んだ。また大坂でも江戸後期にこれが一部地下水道へと変わる。

(104) 新町にある水路には、水の放出路の記入がみられず、このため、船場とはほぼ同じ形状の描きこみではあるが、新町の場合、女性たちを隔離し強制収容するための堀割が中心の可能性がある。

(105) 大阪市教育委員会他『大阪市内埋蔵文化財包蔵地発掘調査報告書』(二〇一七)第一分冊、二〇一九年三月所収の丸山真史「大坂城下町跡OJ17-15次調査で出土した動物遺存体」(三三三頁以下)には、牛二体、馬一体が解体・投棄された形で発掘されたことが報告されている。註(65)に同じ。

(106) 慶長期以前の船場が農民や漁民の多く住む地帯であったことは、前出の黒田慶一「慶長大地震と町中屋敷替え」『豊臣大坂城』新潮社、八七頁以下を参照。

(107) 「大坂濫觴書一件」(『大坂市史』第五)には、元和五年のこととして、「渡辺村・津村の墓所は、以来下難波村墓所へ、千日前聖(「非人」と)ともに沓箇所にこれを寄せ、右…の墓は取り払い候よう仰せつけられ、千日の聖六坊と相成り候こと」(二頁)とある。

(108) 『新修大阪市史』第三卷、三三五～三三六頁参照。

(109) 「役人村由来書」と「西浜町の来歴」は、渡辺村の再度の集住時期を、それぞれ「元和年中の頃」「元和の頃」とし、一致している。

(110) 『新修大阪市史』第二卷、六六二～六六四頁。

(111) 大坂冬の陣に「穢多崎」が登場することは『大阪市史』第一、二〇九頁以下、『大阪府全志』巻の二、八四九頁以下などを参照。

(112) 「摂州大坂旧地図」は森幸安の手になるものであり、彼が成立年代を検証した内容を、絵地図の右下に次のように書いている。

○この図は、慶長十七壬子の年(一六一二)に図する所なり。今より百四十二年を経る。然れば秀頼公の世の図なり。太閤秀吉公は慶長三年戊戌八月、伏見の城に薨去、秀頼公嗣ぎてこの大坂の城に據り、ここに至る。同五年、石田の関ヶ原の陣は慶長五庚子年、大坂の役はこの図する所の後、慶長十九年甲寅、同二十乙卯の年なり。

東横堀 天正一三年(一五八五)開鑿す。以て城隍となす。

大川の西河今の裏川・同じくその余の堀川は、後人この図に加うるものか。ただ天満の堀川のみ慶長三(一五九八)年開鑿す。西横堀・江戸堀・京町堀・阿波座堀・海部堀・薩摩堀・立売堀など皆今より百三十余年以前、慶長・元和中(一五九六～一六三三年)開鑿するところ。道頓堀は慶長一九(一六一四)年、道頓がは開鑿す。長堀は十余年後れて寛永二乙丑(一六二五)年開鑿す。図面に長堀・道頓堀など有りて、泥溜まり有り、然れば川には非ざるか。安波座堀は図の西に在りといえども、この図より先にこれを鑿すか。この図は天正一三(一五八五)年より慶長中(一六一四年)に至り三十年ばかりの間の図とみて可なり。

(113) 簿冊の表紙には「明治一二年七月調 大阪市南区寺院明細帳」とあるが、内部に二冊あり、西浜町の寺院を含む簿冊のタイトルは「大阪市南区寺院明細帳 大阪府」とだけあつて、作成年を欠いている(大阪府公文書館の所蔵文書)。この二冊を後世に表装したとき、タイトルに「明治一二年七月調」と調査年月を書き加えたことは、綴じ方から明白である。確かに南区が成立したのは明治一二年のことだが、内部を厳密に読むとき、少なくとも明治二〇年以降の作成になる部分が後述のよ

うにあり、右の年代記載は誤りである。

つまり、これは本文と関係する箇所なので書いておくが、徳浄寺と正宣寺の二箇寺の記載は、ともに所在地を「西浜町」と記している。「西浜町」の名前は、一八八七（明治二〇）年一月一三日の大府告示第九号によって栄町以下一〇カ村を合併し「自今、西浜町と改称す」として初めて定められた地名（『大阪府録事』朝日新聞、明治二〇年一月）である。これはほんの一例だが、同簿冊には明治二〇年以降に記載された部分のあることがわかる。また次頁の註(121)にあるように西浜町を「南区」と書いている箇所があることから、ここは同町が南区に編入された明治三〇年以降に記載されたと判断される。この資料のタイトルにおける年代記載は、あらためて厳密な再調査の上、訂正されるべきである。

ただ、盛田氏は『撰津役人村文書』（六九頁）においてこの「明治二二年七月調」の誤記をそのまま転記し、後の研究者もそれを孫引きすることにより、今日までその誤認が拡散してしまっている（上田官治「撰津渡辺村の歴史」一『部落問題研究』第二七輯、一九七〇年七月もその類で、以降、数限りなく誤記の孫引きが続けられてきた。ここにその詳細を記すことは紙数の浪費なので省略するが、こうした小さな怠慢がどのよ

うな結果をもたらしたかについては、註(121)を参照されたい。

(114) 『地籍台帳・地籍地図「大阪」』第一巻（柏書房、一八頁）、昭和十年頃船場復元地図 船場小学校同窓会（昭和五九年十月製作、大阪市立中央図書館蔵）、『日本歴史地名大系第二八巻 大阪府の地名』「渡辺筋」の項などによる。

(115) 寺木伸明氏の御教示によると、一六七七（延宝五）年の下難波村の検地帳に「屋敷七畝二八歩」が徳浄寺の名前で記されているので、同寺の部分的な移転がここへなされ始めていた可能性もある。ただし、正宣寺の記載はそこにみえない。

(116) 「穢多村としての渡辺村」の名前がいつ成立したかについて、『大阪府全志』巻の二は、一七〇六（宝永三）年の字堂面への移転後であるとしている（六六四頁）。だが、絵地図には早いもので一六二二（慶長一七）年とするものもあり、正確には今後の検討課題にしたい。

(117) 「大阪西浜町の来歴」に「村の内、北の町河内屋吉兵衛居宅の内百六十坪を以て道場地とす。これ即ち当今の徳浄寺の始原なり」とある。「北の町」は「北渡辺町」の誤りであろう。

(118) 徳浄寺および正宣寺の各ご住職からの聞き取り（二〇一九年八月九月）による。

(119) この「自庵寺」化を求めて徳浄寺から分立したのが、同じ渡辺村に慶応四年六月に分立・開基した阿弥陀寺であったことが左右田昌幸『渡辺村真宗史』に向けての覚書『太鼓・皮革の町——浪速部落の三〇〇年』解放出版社、二〇〇二年一月にみえる。同論文によると、徳浄寺の「自庵寺化」は一八六〇年になされている。またこの過程で、徳浄寺は「穢寺の中本山」とも呼ばれる位置に到達するが、その背景に経済的な基盤があったことを推測させる。その淵源は、すでにこの慶長期にさかのほるものか、後考に待ちたい。

(120) 註(83)。

(121) だが、盛田氏は、『撰津役人村文書』にこの「寺院明細帳」を紹介しつつ、徳浄寺が開基した地を「府下南区渡辺筋」(四〇頁上段)と書き、あたかも木津村の中にあつたかのように書いておられる。たしかに明治三〇(一八九七)年から西浜町は南区へ編入されるが、この「南区」の文字は、すでに寺院明細帳の編纂時に誤記と自覚され、原簿には「府下南区渡辺筋」(——は抹消の朱書き)と明確に訂正されていることを無視しておられる。この誤まった記載も、盛田氏から次々と孫引きされて拡散したことは、前頁の註(113)と同じである。そもそも『撰津役人村文書』を執筆した当時にあつても、現在の渡辺村をすこし歩けば、「渡辺筋」なる地

名がそこに存在しないことはわかつた筈である。さらに右「寺院明細帳」における正宣寺の住所を正しく「大坂船場渡辺筋」としていることにも気付いたはずである。もし渡辺村の主要な二つの檀那寺が、もと船場にあつたことをその時点で知っていれば、そもそも天満に発生地を求めるような過ちも起こしえなかつたのではなからうか。

(122) 加地宏江・中原俊章『中世の大阪』松籟社、一九八四年一月、一九頁。

(123) 喜田貞吉『難波沿革図の偽作』『歴史地理』第二巻第七号、一九〇〇年。

(124) 『新修大阪市史』第一巻、一九八八年三月、一一六頁。

(125) 『新修大阪市史』第一巻、一二五頁。

(126) 上杉和史「近世における浪速古図の複製と受容」『史林』八五巻二号、二〇〇二年三月、三三三頁以下。

(127) 前註の上杉論文は、土地形状の把握に、計一二種類の図形パターンが存在していたことをまとめている(四〇〜四一頁)。